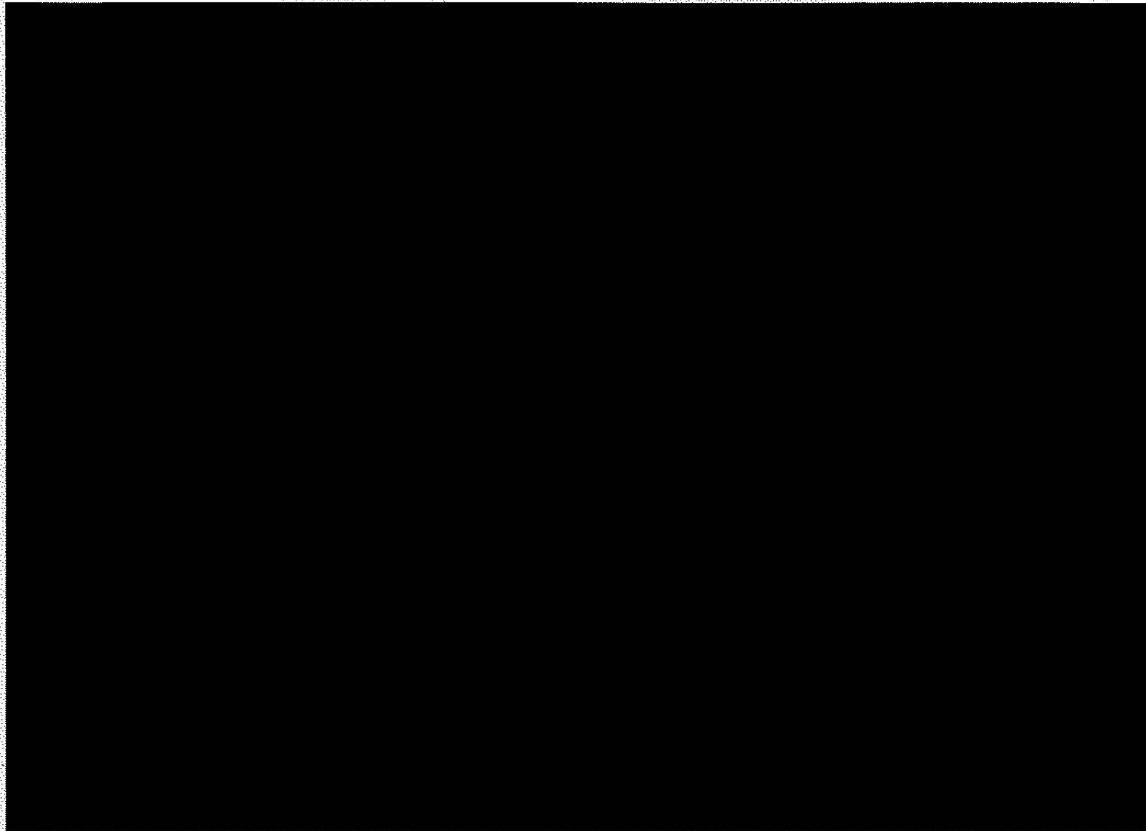


## CFC課税研修 次第

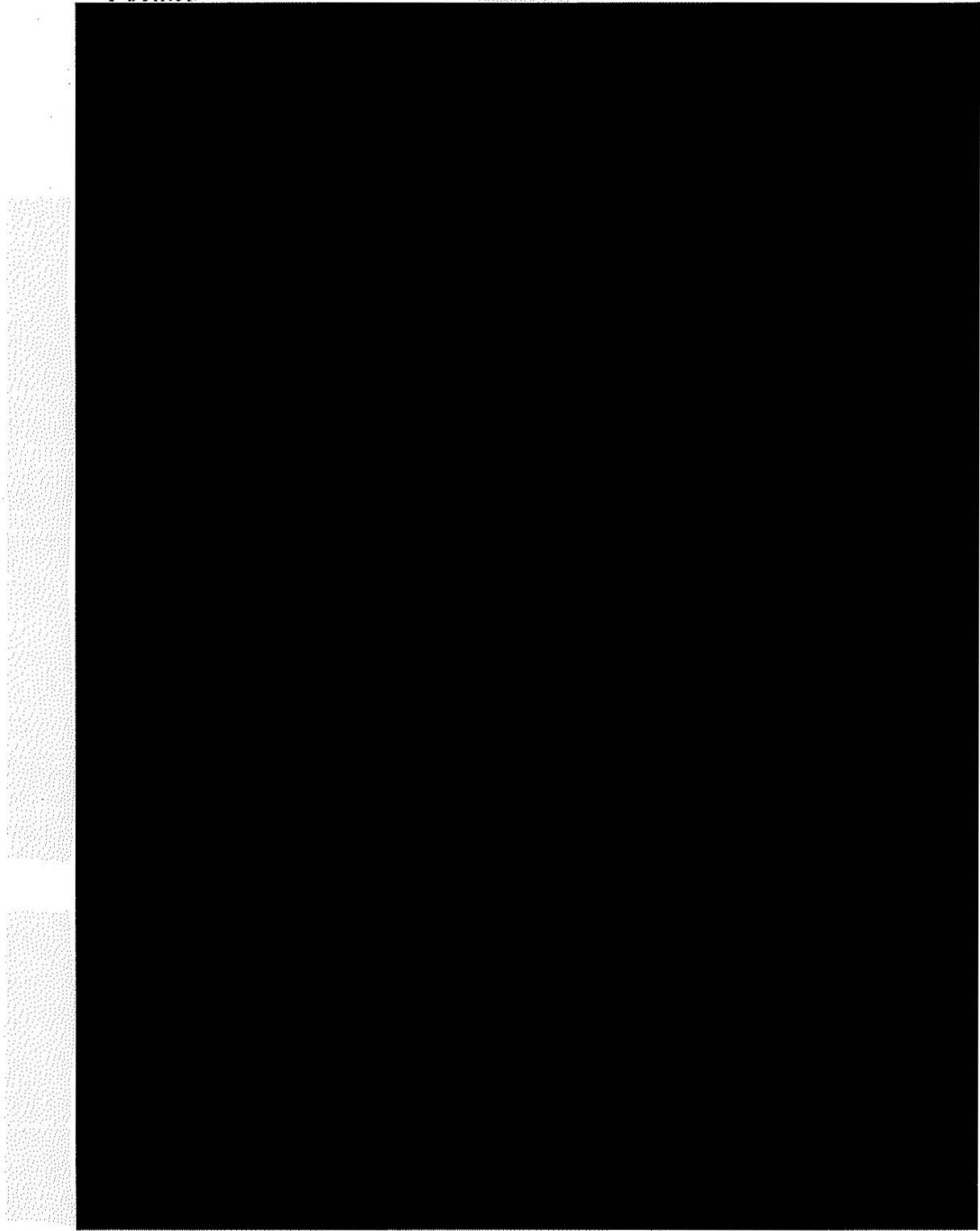
- 1 導入
- 2 CFC課税を検討するとは？【資料1－4】
- 3 準備調査における目の付けどころ



- 4 臨場時における目の付けどころ



## 5 事例紹介



大 分 類	共通（研修関係）
中 分 類	講習、研修関係書類
保存年限等	会 2028 年 3 月末

取扱注意

令和6事務年度

C F C課税研修

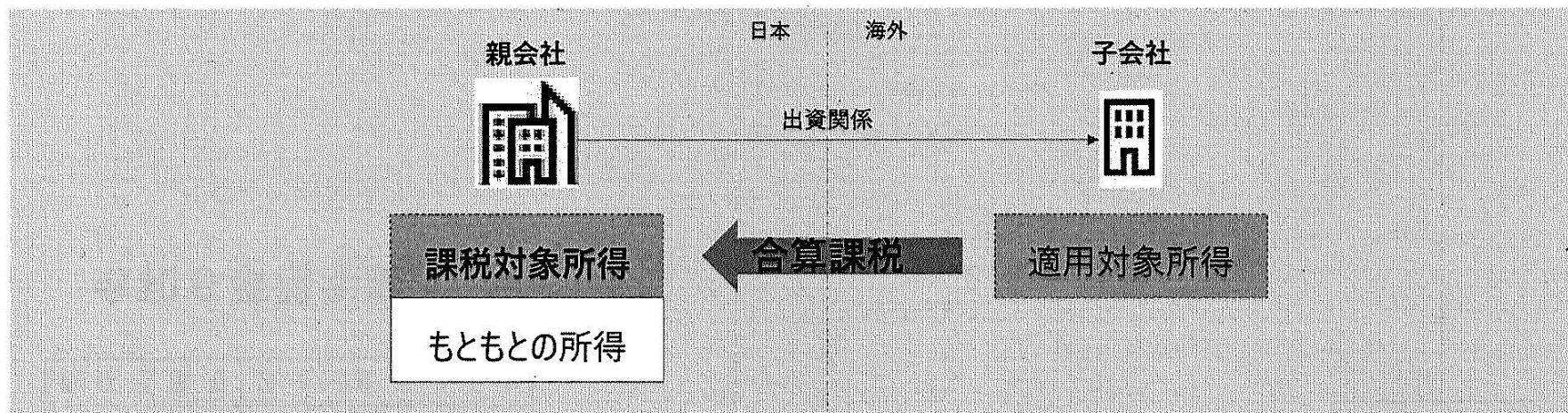
調査第一部 国際調査管理課

## (3) CFC税制

# はじめに

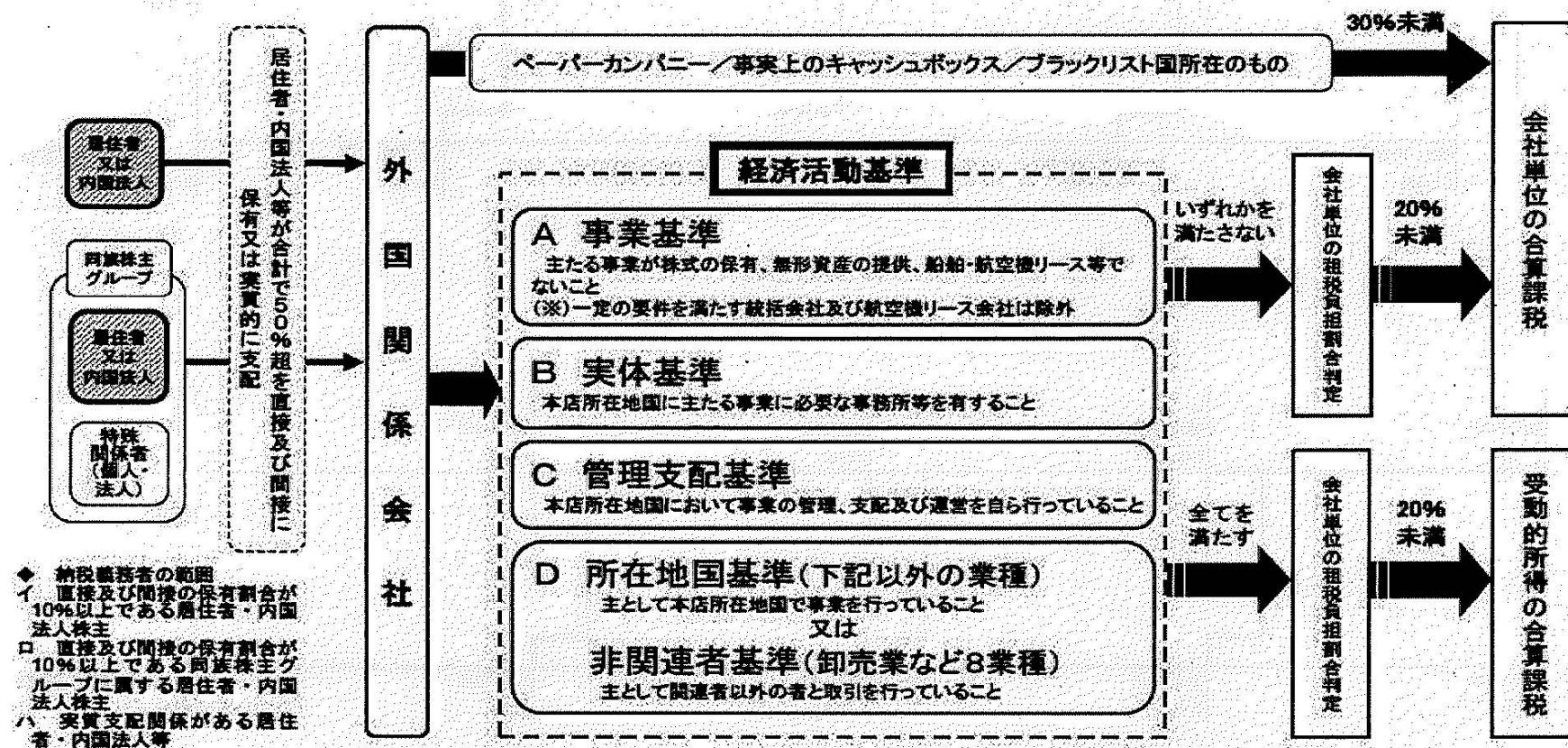
## ▶ 外国子会社合算税制（CFC税制）の概要

外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度（措法66の6）



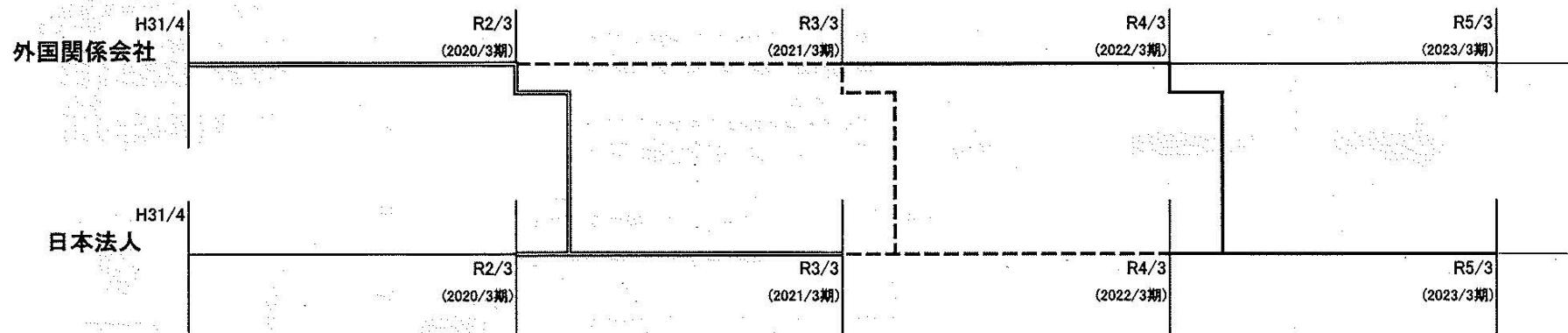
## (3) CFC税制

## CFC税制の概要

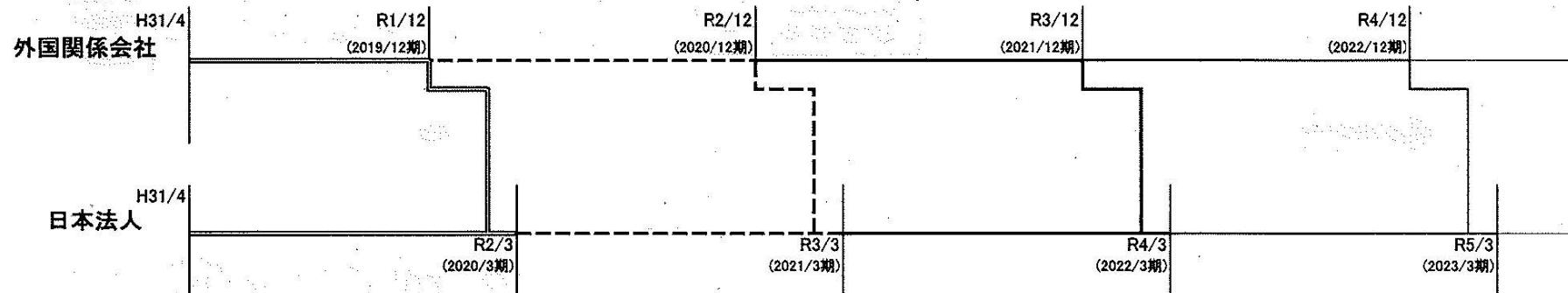


## ○ 合算すべき年度のイメージ

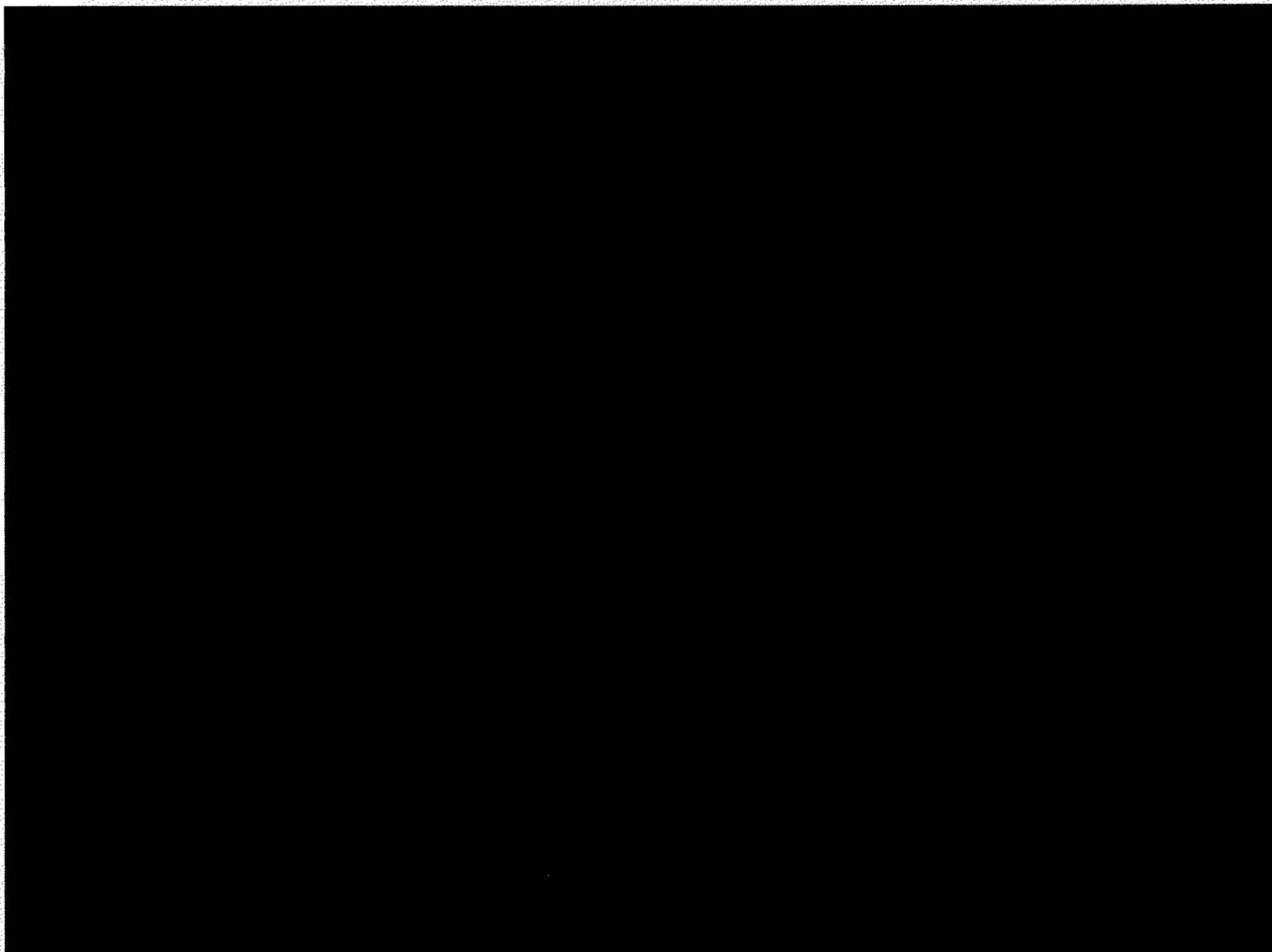
## 1 パターン1



## 2 パターン2



## CFC課税を検討するための4つの窓



## 国外関連者に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和4・4・1 令和5・3・31	法人名	A株式会社
			( )

別表十七回 令四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国外 関連 者 の 名 称 等	名 称			
	本たる所 又事在 は務 主所	国名又は地域名		
	所 在 地			
	主たる事業			
	従業員の数			
	資本金の額又は出資金の額			
	特殊の関係の区分		該当第	該当
	保 有		%	%
	株式等の保有割合	被 保 有		
	同一の者による 国外関連者の株 式等の保有		%	%
事業年度		:	:	:
直近事業年度の営業収益等		百万円	(	百万円)
営業収益又は売上高		百万円	(	百万円)
営業費用		百万円	(	百万円)
販売費及び一般管理費		百万円	(	百万円)
営業利益		百万円	(	百万円)
税引前当期利益		百万円	(	百万円)
利益剰余金		百万円	(	百万円)
国外 関連 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の対価	受取 支払 算定方法	百万円	百万円
	後務提供価	受取 支払 算定方法	百万円	百万円
	有形固定資産の使用料	受取 支払 算定方法	百万円	百万円
	無形資産の対価	受取 支払 算定方法	百万円	百万円
	無形資産の使用料	受取 支払 算定方法	百万円	百万円
	貸付金の利息又は 借入金の利息	受取 支払 算定方法	百万円	百万円
		受取 支払 算定方法	百万円	百万円
		受取 支払 算定方法	百万円	百万円
		受取 支払 算定方法	百万円	百万円
	事前確認の有無	有・無	有・無	有・無

添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	( )
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1	事 業 年 度	2	3
添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分に関する明細				
特 定 外 国 関 係 会 社 の 判 定				
ペーパー・カンパニー	主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社でないこと	3	該当・非該当・未判定	
	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社でないこと	4	該当・非該当・未判定	
	外国子会社の株式等の保有を主たる事業とする一定の外国関係会社でないこと	5	該当・非該当・未判定	
	特定子会社の株式等の保有を主たる事業とする等の一定の外国関係会社でないこと	6	該当・非該当・未判定	
キャッシュ・ポックス	不動産の保有、石油その他の天然資源の探鉱等又は社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている等の一定の外国関係会社でないこと	7	該当・非該当・未判定	
	総資産額に対する一定の受動的所得の金額の割合が30%を超える外国関係会社(総資産額に対する一定の資産の額の割合が50%を超えるものに限る。)であること	8	該当・非該当・未判定	
	非関連者等収入保険料の合計額の収入保険料の合計額に対する割合が10%未満であり、かつ、非関連者等支払保険料合計額の関連者等収入保険料の合計額に対する割合が50%未満である外国関係会社であること	9	該当・非該当・未判定	
対 象 外 国 関 係 会 社 の 判 定				
経済活性	株式等若しくは債券の保有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社でないこと	10	該当・非該当・未判定	
	統括会社特例の適用	11	有・無	
	外国金融持株会社特例の適用	12	有・無	
動基準	航空機リース子会社特例の適用	13	有・無	
	本店所在地国において主たる事業を行うに必要と認められる固定施設を有する外国関係会社であること	14	該当・非該当・未判定	
	本店所在地国において事業の管理、支配及び運営を自ら行う外国関係会社であること	15	該当・非該当・未判定	
	非関連者取引割合が50%を超える外国関係会社であること	16	該当・非該当・未判定	
所在地国基準	主として本店所在地国において事業を行う外国関係会社であること	17	該当・非該当・未判定	
部 分 対 象 外 国 関 係 会 社 の 判 定				
特定外国関係会社及び対象外国関係会社以外の外国関係会社であること		18	該当・非該当・未判定	
清算外国金融子会社等であること		19	該当・非該当・未判定	
(2)の事業年度が特定清算事業年度であること		20	該当・非該当・未判定	
外国金融子会社等であること		21	該当・非該当・未判定	
所 得 に 対 す る 租 税 の 負 担 割 合 の 計 算				

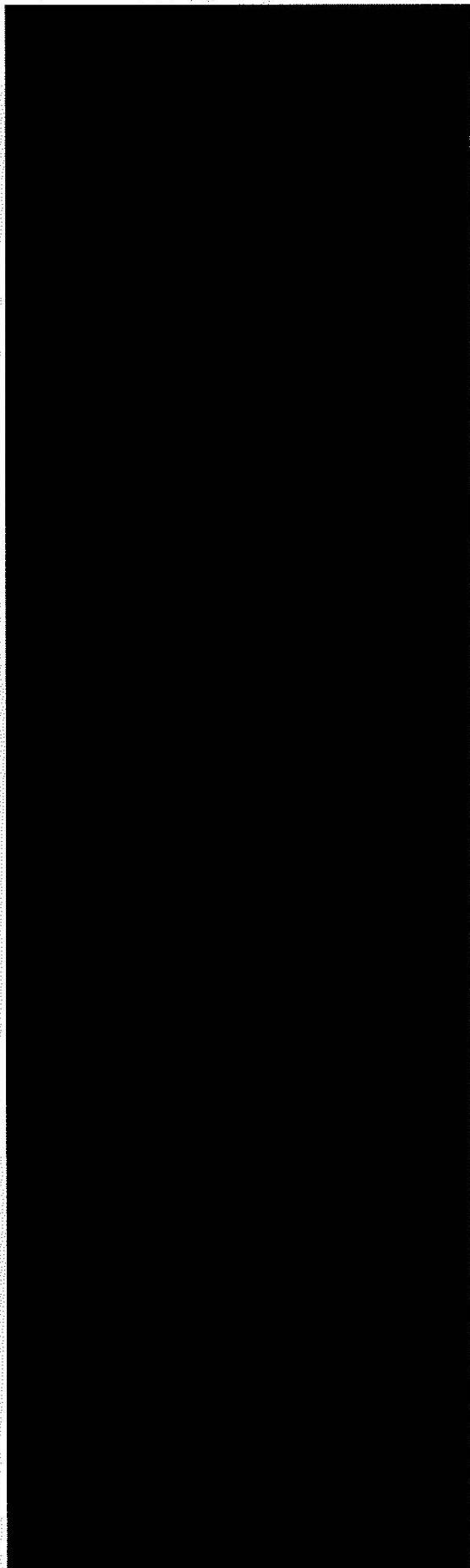


資料 8

特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和4 4・1 令和5 3・31	法人名	A株式会社 ( )	別表 十
----------------------	---------------------	-----	--------------	---------

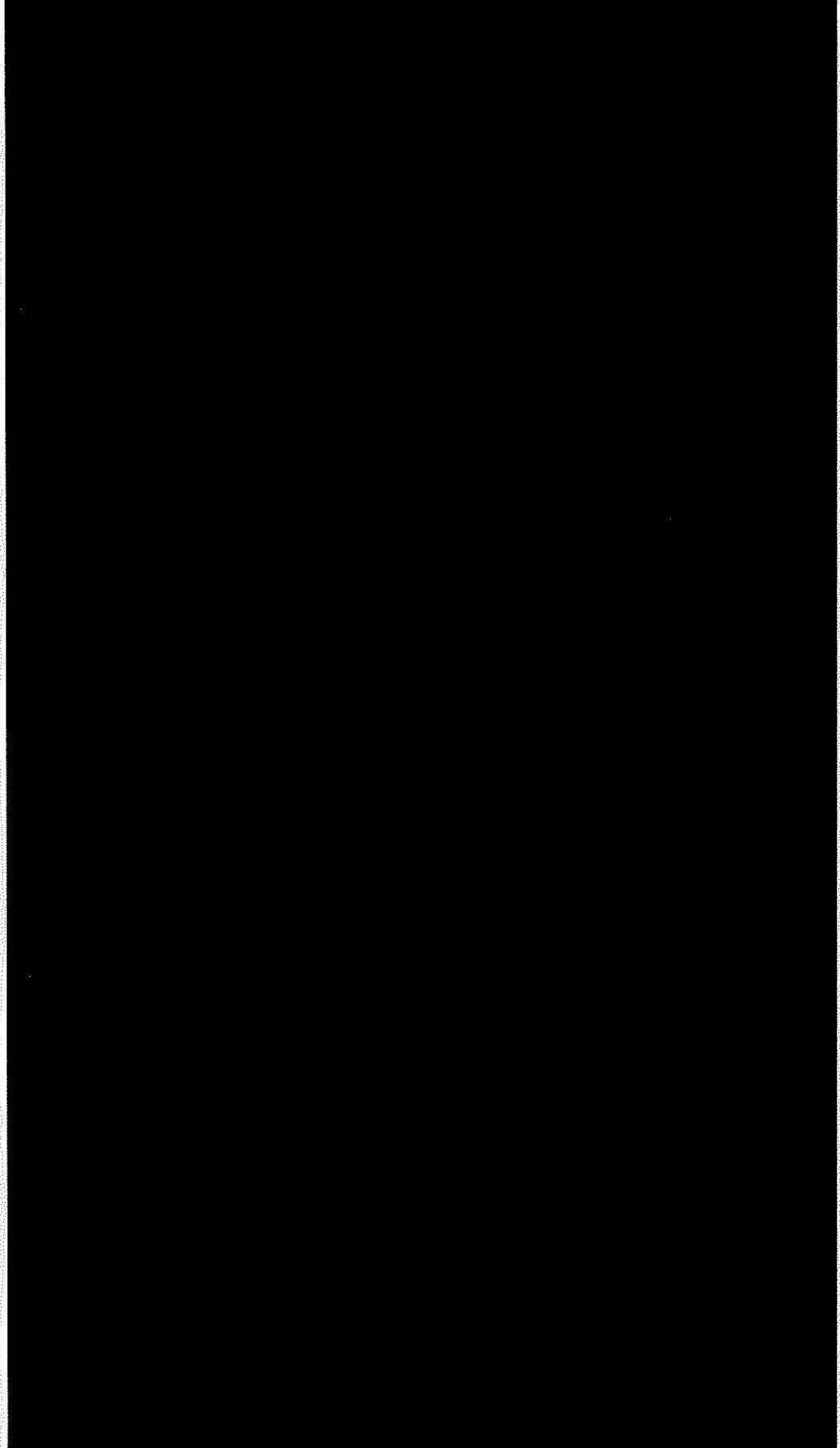
資料 9



外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る部分適用対象金額及び特定所得の金額等の計算に関する明細書

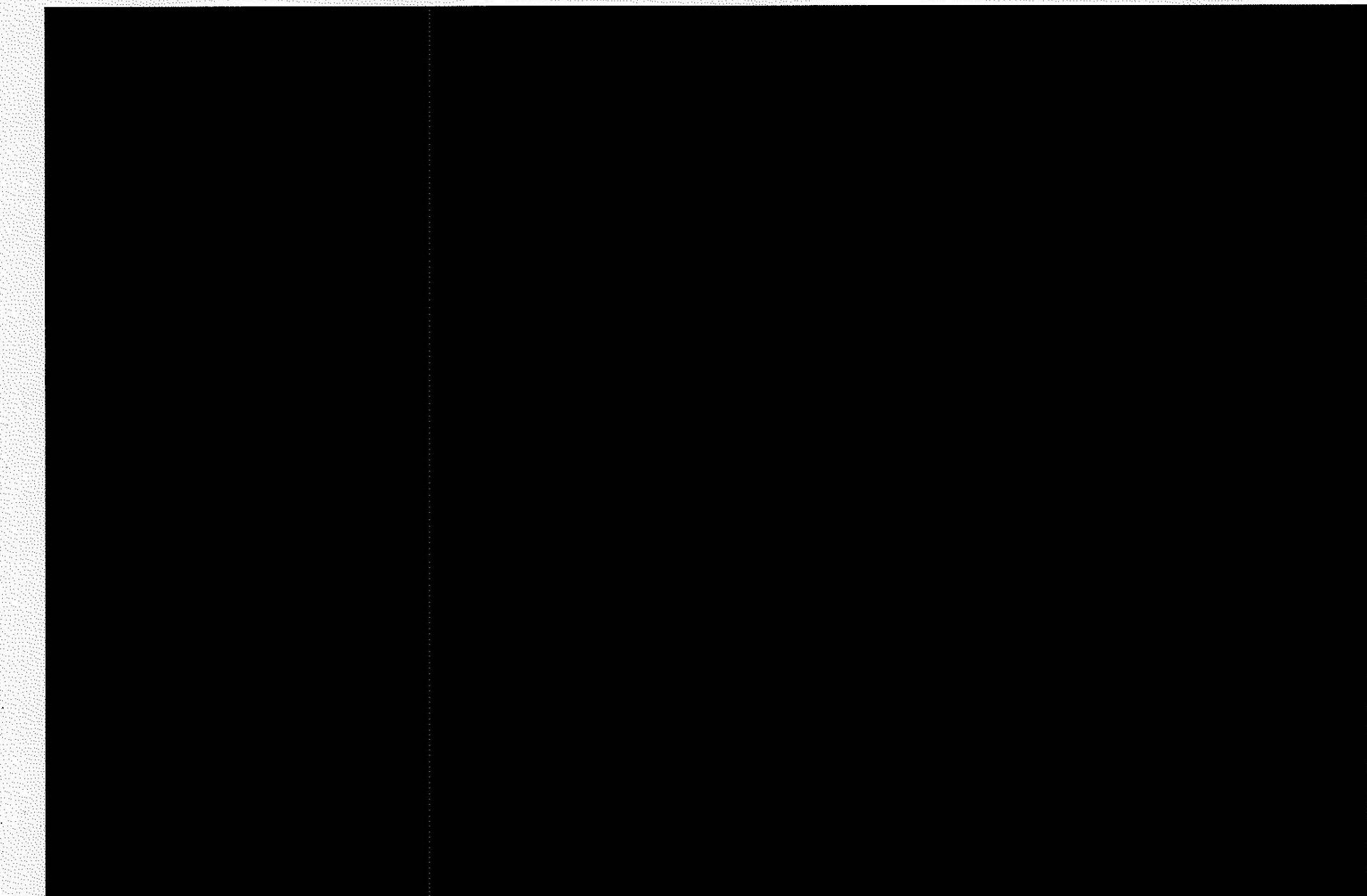
事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	(	)	別表十
----------------------	---	---	-----	---	---	-----

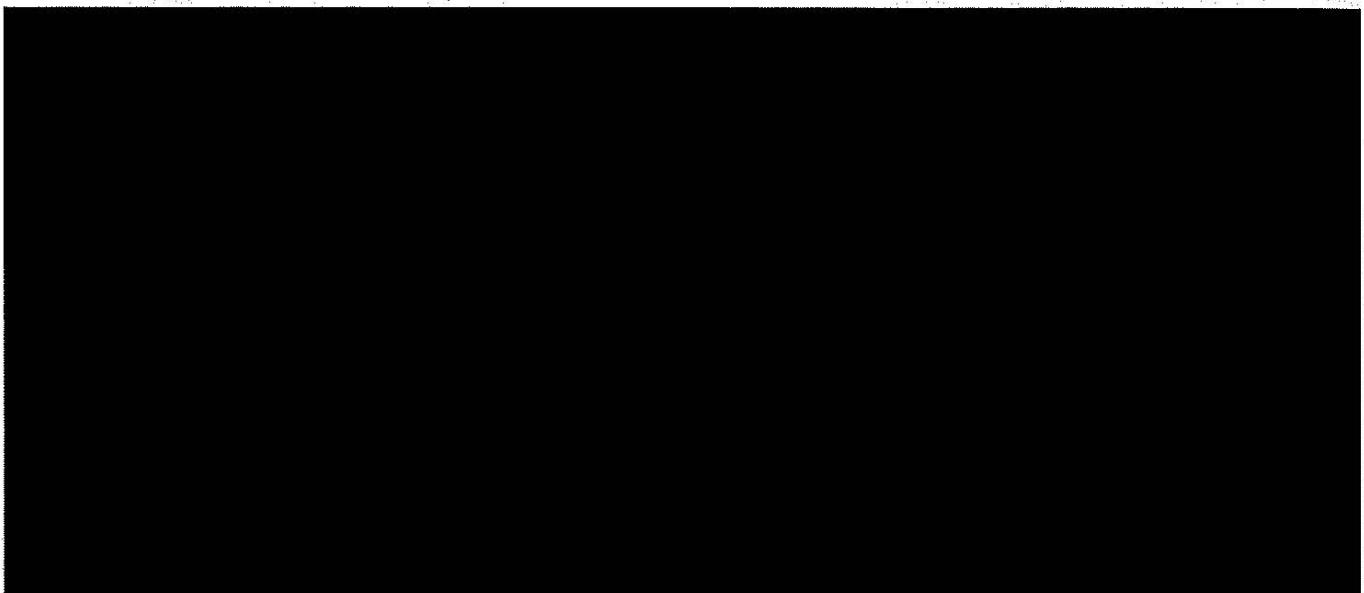
OCFC課税：受動的所得の計算漏れ（イギリス）

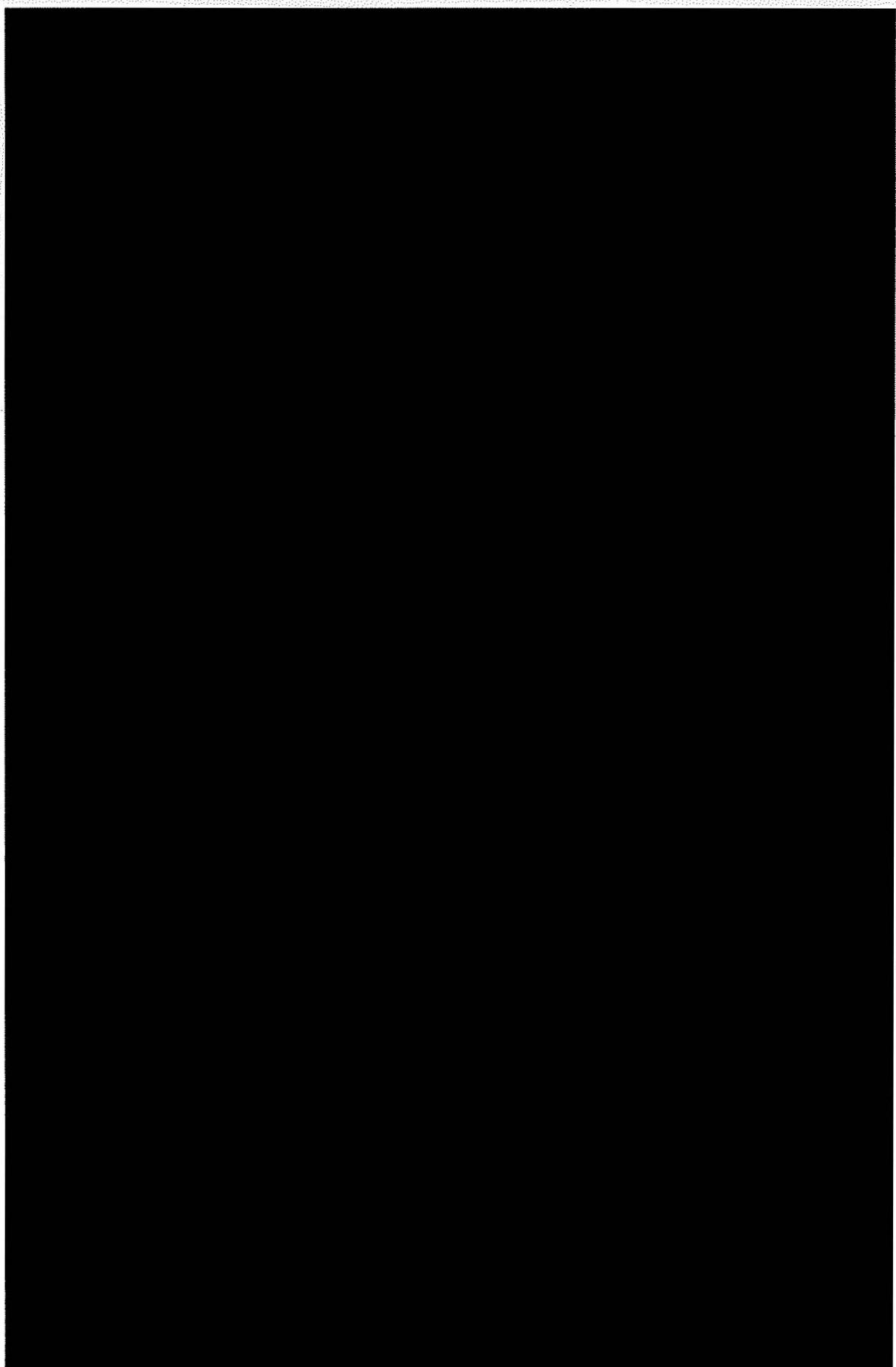


外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	令和4年 4・1 令和5年 3・31	法人名	A株式会社 ( )	別表八
----------------------	-----------------------	-----	--------------	-----







大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2021年12月

INTERNATIONAL EXAMINATION DIVISION

# INFORMATION



## 改正 外国子会社合算税制



(第1回)

30%?

外国子会社合算税制は、外国子会社を利用した租税回避を抑制するために、一定の条件に該当する外国子会社の所得を、日本の親会社の所得とみなして合算し、日本で課税する制度です。

平成29年度改正により、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」とのBEPSプロジェクトの基本的な考え方に基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応する観点から、見直しが行われました。

これから数回に分けて改正の内容について紹介していきます。第1回では、改正の全体像を取り上げます。

制度の改正のイメージは次のとおりです。(拡大版はコチラ)

## 改正前の制度のイメージ

- 租税回避リスクを、外国子会社の外形（会社全体の税負担率（20%未満）や会社としての実体の有無等）により把握

## 見直し後のイメージ

- 租税回避リスクを、外国子会社の個々の活動内容（所得の種類等）により把握
- 租税回避リスクの低い外国子会社に、所得を「能動／受動」に分類する事務作業が発生しないよう、一定の税負担をしている外国子会社は適用を免除



大分類	共通(法令・通達)
中分類	情報通信類
保存年限等	暦 2024年12月

2021/8/23

国際調査管理課情報No.4



# INFORMATION

2021/8/30

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2024 年 12 月



国際調査管理課情報No.5

# INFORMATION

《今回も、前回に続き、前事務年度の特官室併任国際官からの情報によるものです！》

## 調査事案から見る外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る調査

前事務年度の調査事案からCFC税制に係る調査のポイント、調査展開等を紹介します。  
調査事案の準備調査及び実地調査事務の参考にしてください。

### 1 CFC 税制の改正

CFC税制は平成29年度税制改正により抜本的に改正されました。

最大の改正点は、特定外国関係会社（ペーパー・カンパニー等）に該当すれば、租税負担割合が20%以上でも30%未満であれば会社単位の合算課税の対象とすること及び実質支配基準の導入と持株割合の計算方法の見直しとなっています（外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用）。

#### ※ 参考資料

- ・国際調査課情報（INFORMATION）「改正外国子会社合算税制」  
(第1回・第2回・第3回・第4回・第5回・第6回)
- ・「外国子会社合算税制に関するQ&A（平成29年度改正関係等）（情報）」
- ・「連結納税規定等が適用される外国関係会社の適用対象金額等の計算方法等の改正に関するQ&A（情報）」  
(いずれも、国税庁HP>法令等>その他法令解釈に関する情報>法人税目次に掲載)

### 2 調査のポイント

大 分 類	共通(法令・通達)
中 分 類	情報通信類
保 存 年 限 等	暦 2026年12月

2023/6/8

国際調査管理課情報 No.34

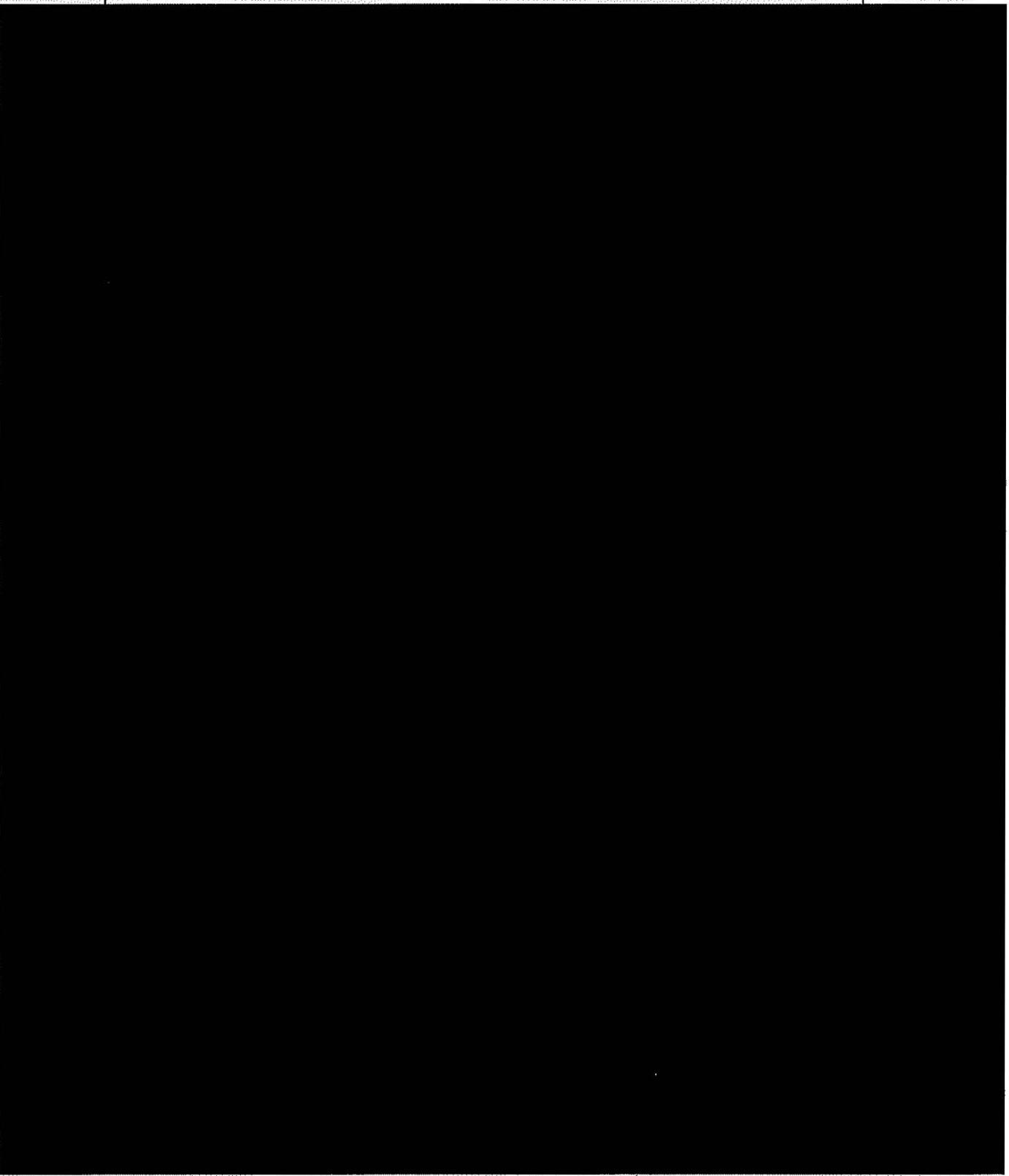
# INFORMATION

## 必見！CFC課税検討マニュアルと調査フロー

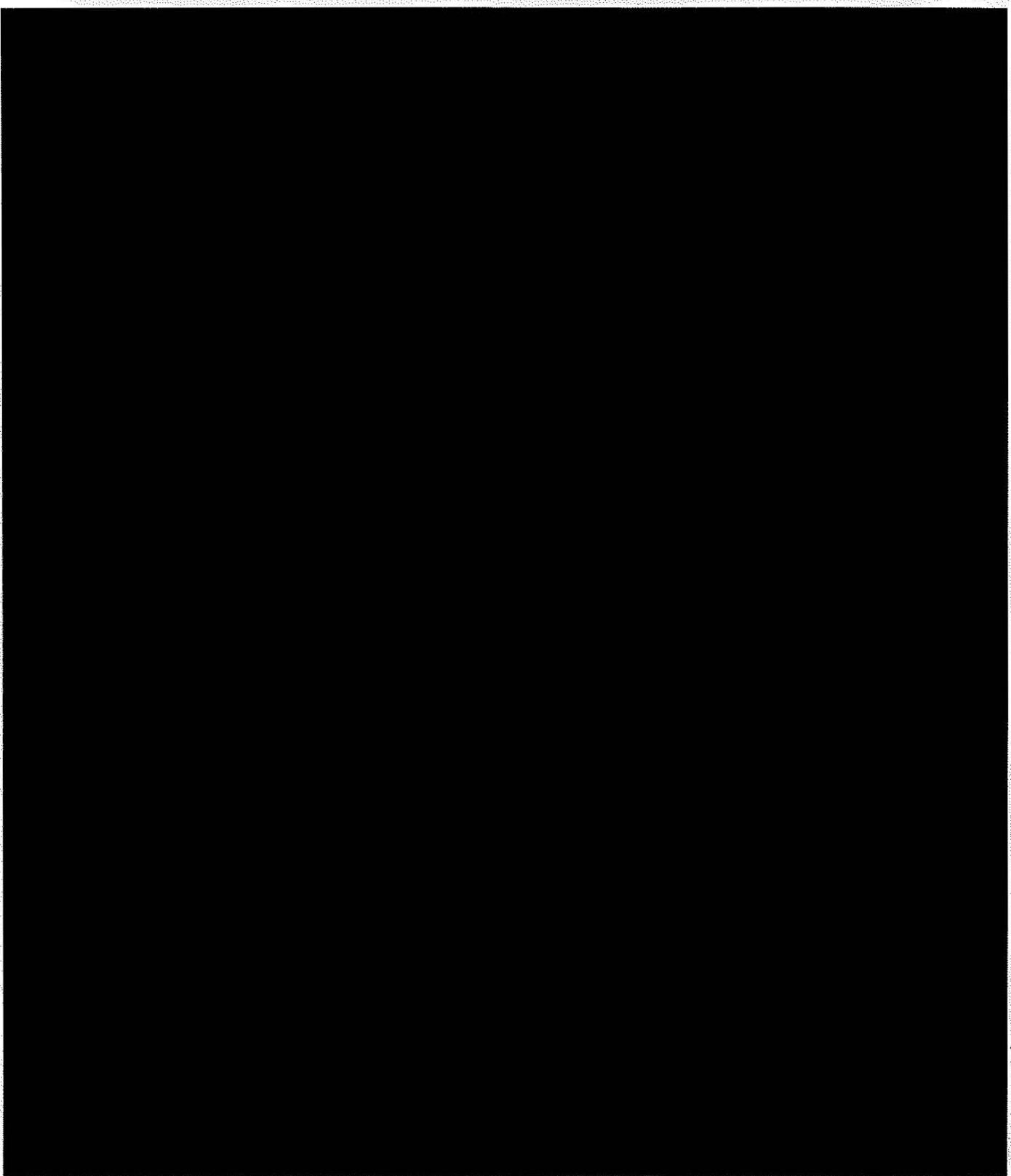




5 取引図

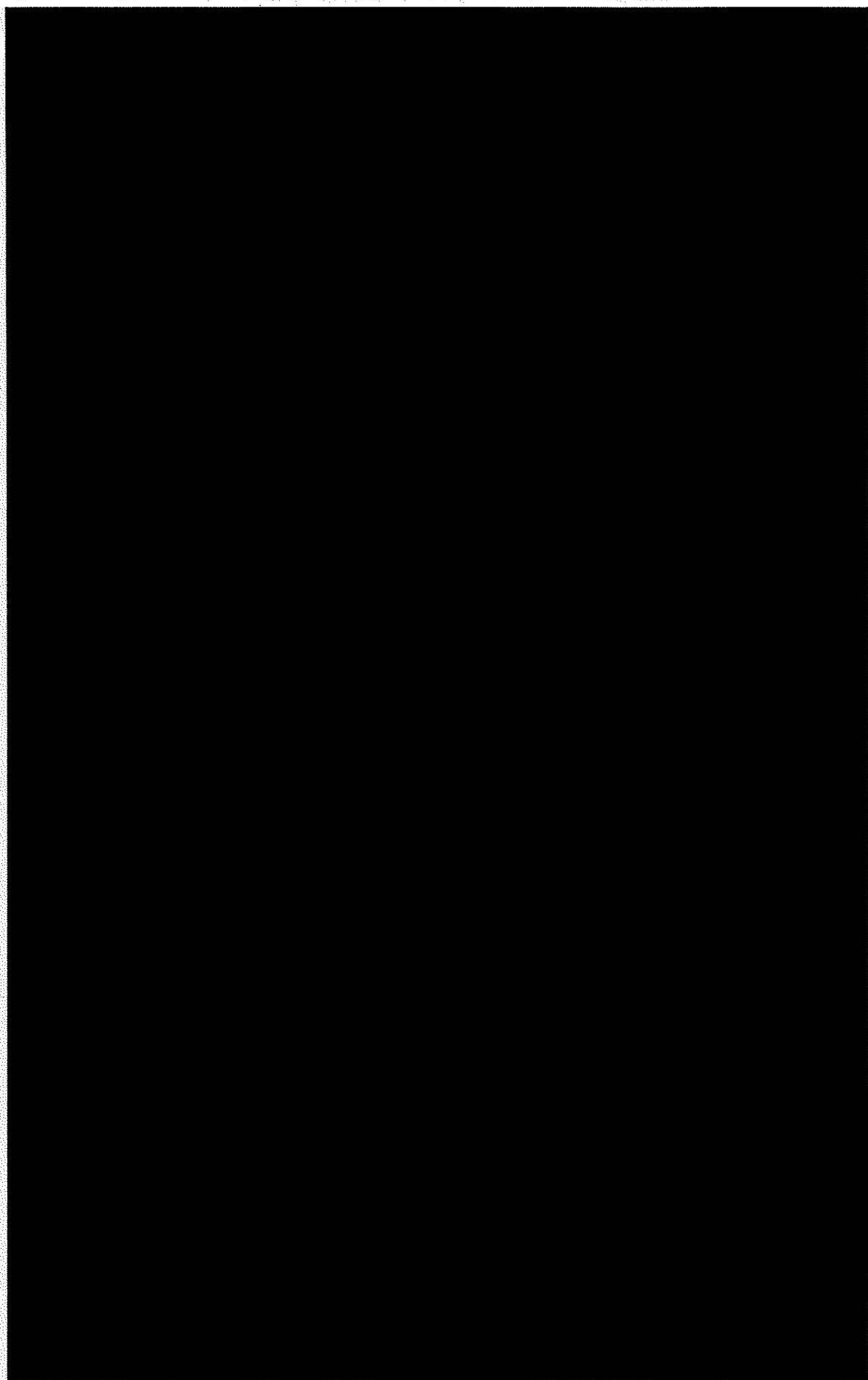


申告審理における着眼点



出資関係図







5 取引図

平成 30 年 1 月

(平成 30 年 8 月・

令和元年 6 月改訂)

国 税 庁

## 外国子会社合算税制に関する Q & A (平成 29 年度改正関係等)

特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(外国子会社合算税制)については、平成 29 年度改正において、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との B E P S プロジェクトの基本的な考え方等に基づき、日本企業の健全な海外展開を阻害することなく、より効果的に国際的な租税回避に対応するために見直しが行われました。

令和元年度改正では、持株会社である一定の外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社及び資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社については、ペーパー・カンパニーに該当しないこととする等の見直しが行われました。

この Q & A は、平成 30 年 8 月に公表した「平成 29 年度改正及び平成 30 年度改正 外国子会社合算税制に関する Q & A」の内容に、①ペーパー・カンパニーに該当しないこととされる一定の持株会社等について及び②地域統括業務を行っている場合の主たる事業の判定を新たに加えたものとなっています。また、実体基準に対する従前の考え方をより明確化する観点から、一部記載の修正も行っています(I(1) ペーパー・カンパニーの判定における実体基準について)。

(注) パンフレットの内容は、令和元年 6 月 20 日現在の法人税に関する法令に基づき作成しています。

施設には該当しないものと考えられます。

## (2) ペーパー・カンパニーの判定における管理支配基準について

管理支配基準は、実体基準とともにペーパー・カンパニーを判定するための基準の一つであり、対象外国関係会社を判定する際の経済活動基準（平成29年度改正前の適用除外基準）における管理支配基準と同様に、会社の機能面から独立した企業としての実体があるかを判定する基準です。

この管理支配基準は、外国関係会社が本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることが要件となっています。

法人の事業について管理、支配及び運営を行うということの意味は、法人が事業を行うに当たり事業方針や業績目標などを定め、それらを達成するために、事業計画等を策定するなど、事業をどのように運営していくかを決定し、それらに基づき、裁量をもって事業を執行することと考えられます。

また、管理支配基準における「自ら」行うということは、外国関係会社が事業の管理・支配・運営を自ら行うことを意味するものであることから、その行為の結果と責任等が外国関係会社自らに帰属することであると考えられます。なお、ここでいう結果と責任等が帰属することとは、独立企業として事業を行っていれば通常生じることとなる結果及び負担すべき責任が帰属することをいうのであって、外国関係会社の利益が配当を通じて株主である親会社に帰属することまでを意味するものではありません。

一方、外国関係会社の役員が、その親会社又は地域統括会社（以下「親会社等」といいます。）の役員又は使用人を兼務している場合もありますが、その役員が本店所在地国において外国関係会社の役員の立場で外国関係会社の事業計画の策定等を行い、かつ、その事業計画等に従い職務を執行している限りにおいては、管理支配基準を満たすものと考えられます。また、外国関係会社の役員がいわゆる常勤か非常勤かによって左右されるものでもないと考えられます。

この場合において、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行しているのであれば、外国関係会社はその活動に対する報酬を負担するのが通常であると考えられます。そのため、外国関係会社からの報酬の支払いが認められない場合には、役員が責任を負い、裁量をもって事業を執行していることの証明には乏しく、ひいては外国関係会社自らが事業の管理、支配及び運営を行っていないと判断される重要な要素となります。とりわけ、地域統括会社の役員又は従業員が、外国関係会社の役員を兼務している場合等、同じグループ会社に勤務している場合は、どちらの会社の立場で業務が執行されたのかの判別は困難

であるため、合理的な理由(例えば、労務管理の事務負担の観点等から、別途外国関係会社が報酬を負担していると認められるような事実)なく、外国関係会社から報酬が支払われず地域統括会社から報酬が支払われているときは、その役員は、地域統括会社の役員又は従業員の立場で業務を執行していると判断されることもあります。

なお、外国関係会社の役員が、名義だけの役員や、不特定多数の会社のために業として行う役員のみである場合には、一般的にはその役員が外国関係会社の事業計画の策定等を行っておらず、職務を執行していないと考えられるため、外国関係会社は自ら事業の管理、支配及び運営を行っていないものと考えられます。

この管理支配基準と実体基準のいずれも満たさず、ペーパー・カンパニーから除かれる一定の持株会社等にも該当しない場合には、特定外国関係会社に該当し、租税負担割合が 20%以上であっても、会社単位での合算課税の対象となります。

(注) 平成 29 年度改正前の適用除外基準における管理支配基準と平成 29 年度改正後のペーパー・カンパニーに係る管理支配基準の内容に変更はありませんので、今回のQ&Aは、従来の取扱いを変更するものではありません。

#### Q 4 役員が兼務役員である場合

上記 Q 1 のケースにおいて、S 社には役員として C のみがその職務に従事しており、その役員 C は、A 社の行う設備投資や事業の進捗への関与、A 社に提供する資金の調達や他の株主との調整等に係る事業計画の策定を行った上で、その事業計画に従い資金調達や与信の決定、これらの実行及び事後的な確認やその他の職務を執行しています。なお、役員 C は P 社の F 国における地域統括会社である B 社の使用人を兼務していますが、S 社の業務に関わる報酬は、S 社からその支払いを受けています。

このような場合において、S 社は管理支配基準を満たすことになりますか。

A 本件については、役員 C は、S 社の役員の立場で S 社の事業計画の策定を行った上で、その事業計画に従い資金調達や与信の決定、これらの実行及び事後的な確認やその他の職務を執行し、これらの職務に対して S 社から役員 C に報酬が支給されています。この場合において、役員 C は、P 社の F 国における地域統括会社である B 社の使用人を兼務しているとのことですが、単なる名義だけの役員として存在しているわけではなく、S 社の役員の立場で S 社の事業計画の策定を行い、かつ、その事業計画に従い職務を執行していることか

満たす場合の基準が、措置法令に記載されていると理解

### 措置法第六十六条の六第2項第3号

対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。)その事業を主として当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つている場合として政令で定める場合

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地国(当該本店所在地国に係る水域で政令で定めるものを含む。)において行つている場合として政令で定める場合

### 措置法令39の14の3 第27項

法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。→以下省略(関連者に該当する者を列挙)

### 措置法令39の14の3 第28項

法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める場合は、外国関係会社の各事業年度において行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合とする。

卸売業 当該各事業年度の棚卸資産の販売に係る収入金額(当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基団となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「販売取扱金額」という。)の合計額のうちに関連者(当該外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六第一項各号並びに前項各号に掲げる者をいう。以下この項及び次項において同じ。)以外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合又は当該各事業年度において取得した棚卸資産の取得価額(当該各事業年度において棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料がある場合には、その手数料を受け取る基団となつた売買の取引金額を含む。以下この号において「仕入取扱金額」という。)の合計額のうちに関連者以外の者との間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合

## 措置法令 39 の 14 の 3 第 27 項

法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号に掲げる内国法人が通算法人である場合における他の通算法人

二 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号に掲げる内国法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有する者(当該外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六第一項各号並びに前号に掲げる者に該当する者を除く。)

三 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号に掲げる内国法人が通算法人である場合における当該内国法人に係る通算親法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有する者(当該外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六第一項各号並びに前二号に掲げる者に該当する者を除く。)

四 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号又は第六十六条の六第一項各号に掲げる者に係る被支配外国法人(前二号に掲げる者に該当する者を除く。)

五 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号若しくは第六十六条の六第一項各号に掲げる者又はこれらの者に係る被支配外国法人が当該外国関係会社に係る間接保有の株式等(第二十五条の十九第五項又は第三十九条の十四第三項に規定する計算した株式等の数又は金額をいう。以下この号において同じ。)を有する場合における当該間接保有の株式等に係る第二十五条の十九第五項第一号若しくは第三十九条の十四第三項第一号に規定する他の外国法人又は第二十五条の十九第五項第二号若しくは第三十九条の十四第三項第二号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人→(措置法令 39 の 14 第 3 項第二号に定義あり)

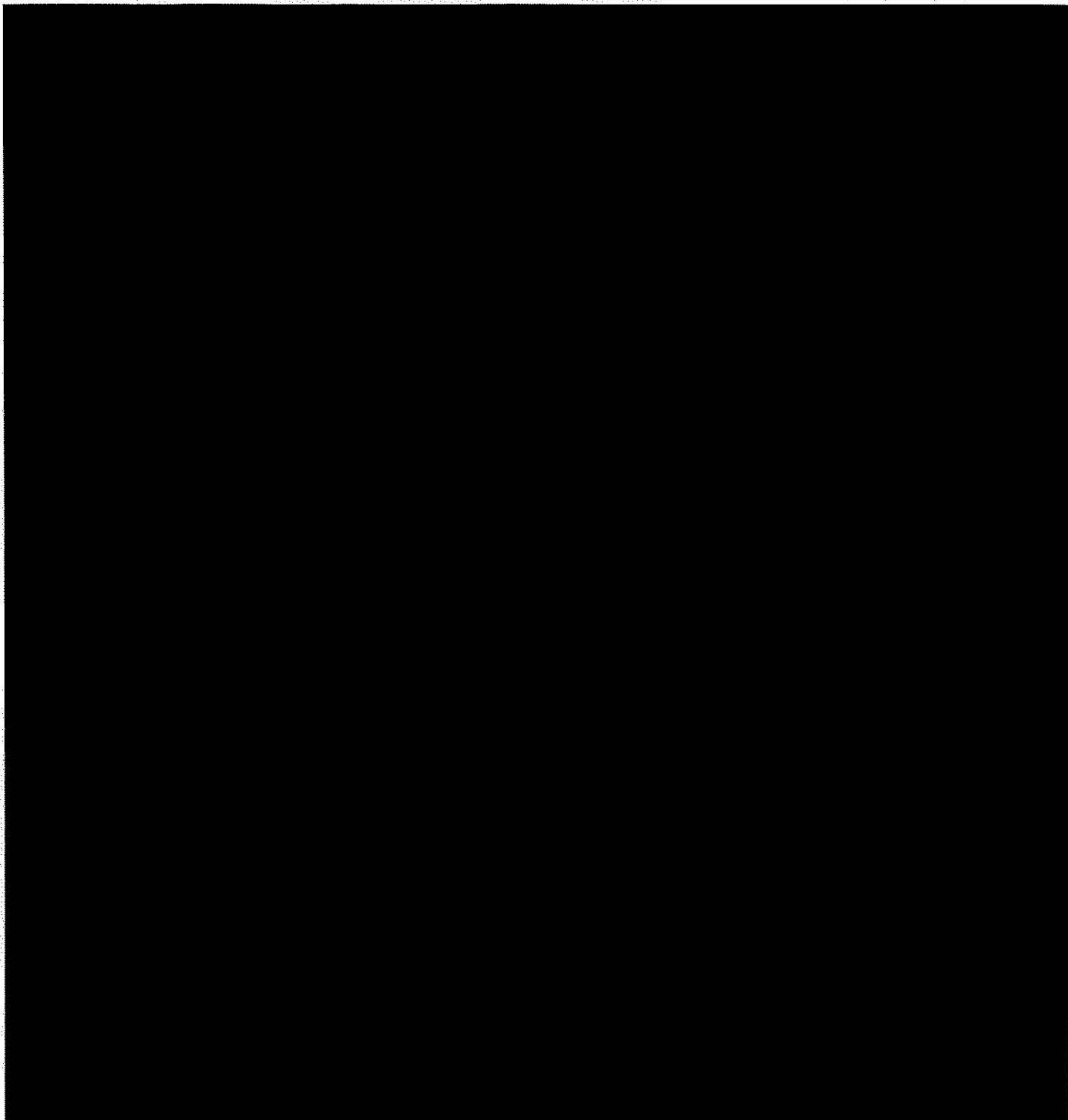
六 次に掲げる者と法第六十六条の六第一項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある者(同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六第一項各号並びに前各号に掲げる者に該当する者を除く。)

イ 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社

ロ 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号又は第六十六条の六第一項各号に掲げる者

ハ 前各号に掲げる者

## ■ 出資関係図



## 【非関連者基準】

主たる事業が、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運輸業である場合、その事業を主として、各事業年度の収入金額等の50%超が関連者以外の者との間で行っていること（措法66の6②三、措令39の14の三②8一）。

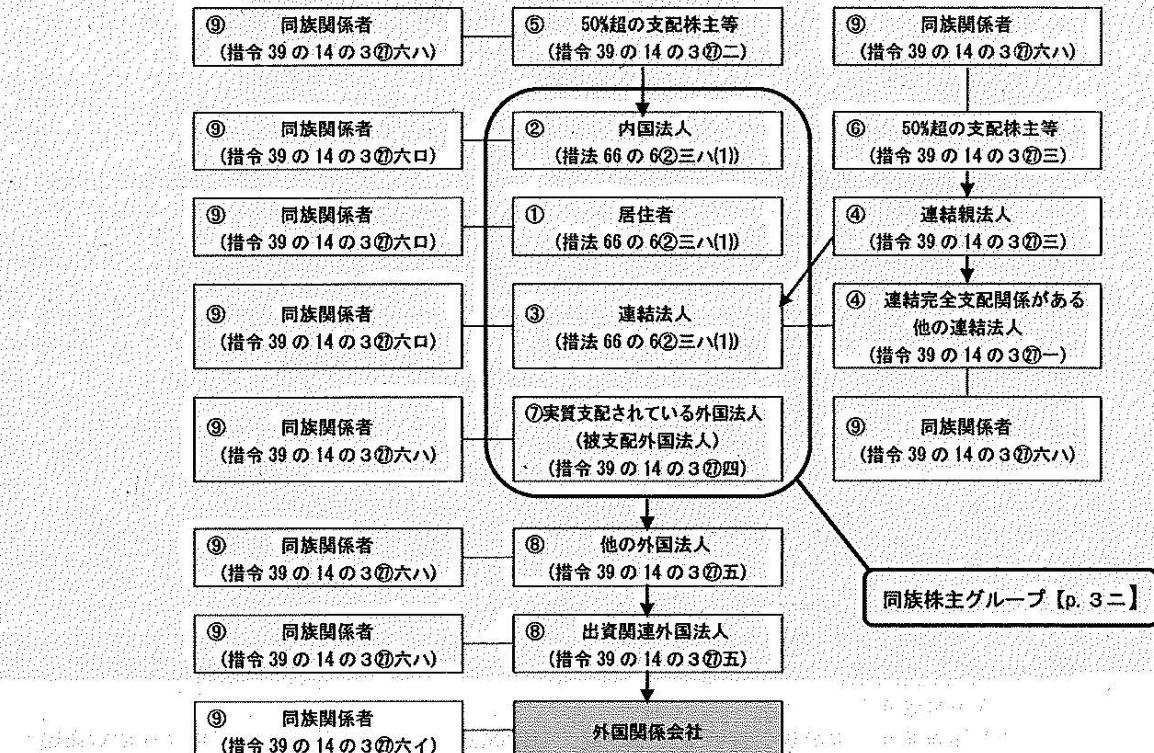
なお、関連者とは、例えばB社を起点として検討した場合、B社の外国関係会社の判定の対象となる、①法人・居住者、②内国法人を50%超支配する内国法人・者、③当該法人等に実質的に支配されている外国法人である（仮にC社を起点とした場合、B社とC社も関連者となる）（租税特別措置法施行令第39条の14の3 第27項各号）。

非関連者基準における外国関係会社に係る「関連者」をまとめると、以下のとおりとなる。

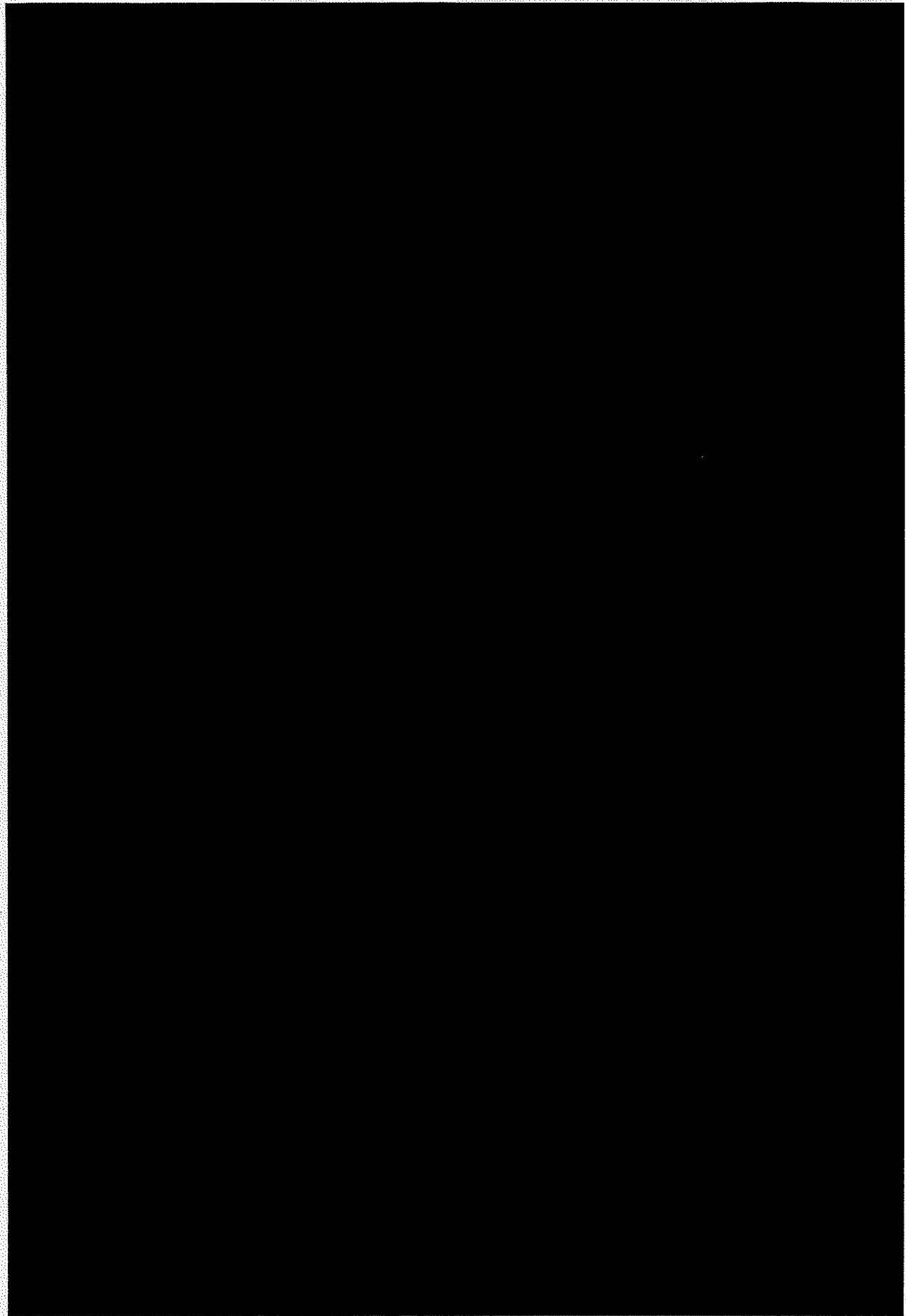
- ① 外国関係会社に係る措法40の4①各号に掲げる居住者
  - ② 外国関係会社に係る措法66の6①各号に掲げる内国法人
  - ③ 外国関係会社に係る措法68の90①各号に掲げる連結法人
  - ④ 上記③の連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人
  - ⑤ 上記②の内国法人の発行済株式等の50%超の株式等を有するもの(上記①～④に該当する者を除く。)
  - ⑥ 上記③の連結法人の発行済株式等の50%超の株式を有するもの(上記①～⑤に該当する者を除く。)
  - ⑦ 上記①～③に掲げる者に係る被支配外国法人(上記⑥・⑥に掲げる者に該当する者を除く。)
  - ⑧ 上記①～③または上記⑦に掲げる者が外国関係会社に係る間接保有の株式を有する場合における当該間接保有の株式等に係る他の外国法人及び出資関連法人
  - ⑨ 外国関係会社または上記①～⑧に掲げる者と特殊の関係にある者(上記①～⑧に掲げる者に該当する者を除く。)

⇒ 図で表すと以下の①～⑨の者が関連者となる

⇒ 図で表すと以下の①～⑨の者が関連者となる。



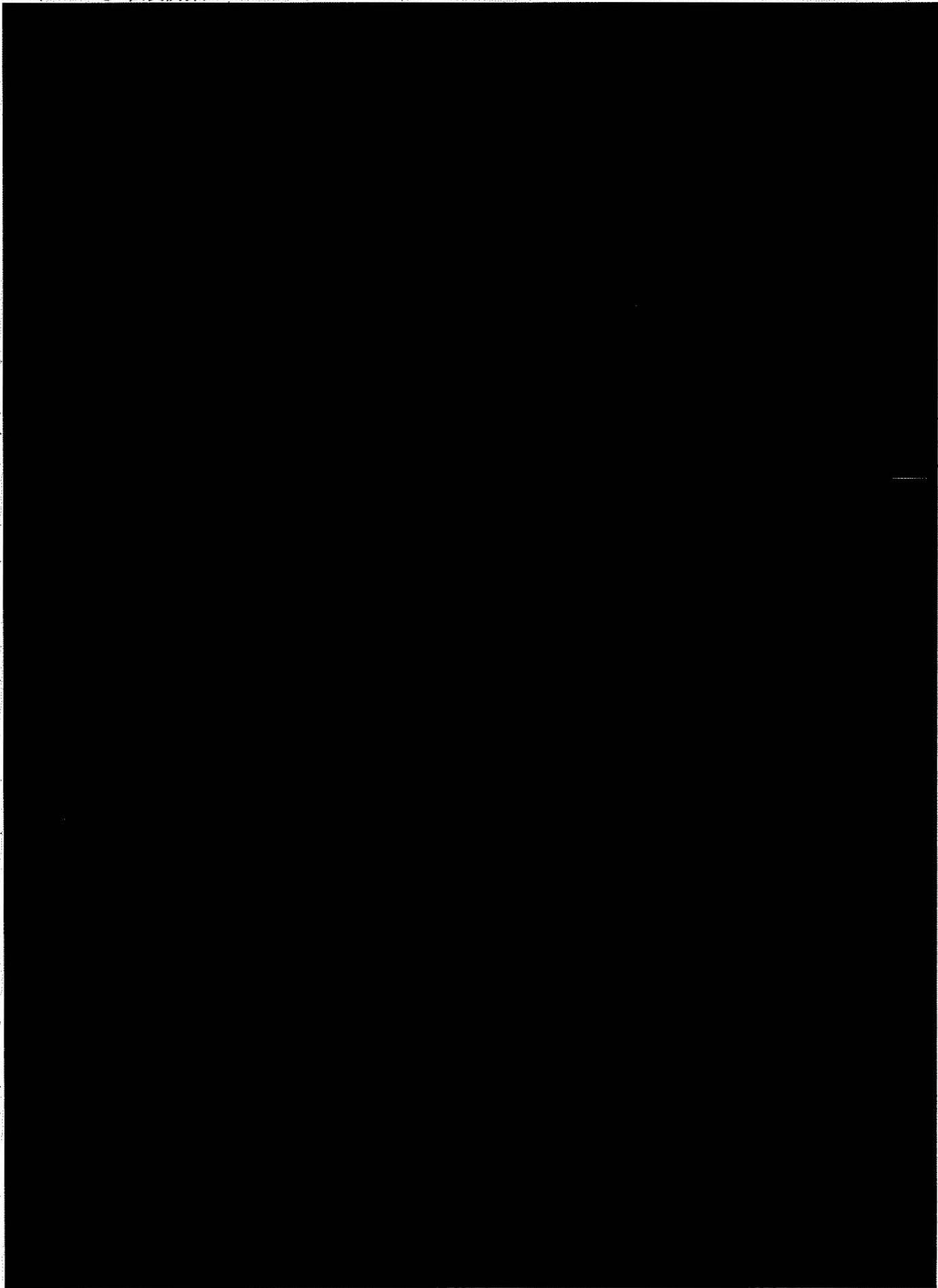








○ 出資関係図













## (8) 確定申告書に添付すべき書類（措法66の6⑪、措規22の11⑩）

## イ 確定申告書への添付義務のある外国関係会社

【29年度改正前】租税負担割合20%未満の外国関係会社（適用除外基準を満たすものも含む。）

【29年度改正後】① 租税負担割合20%未満の外国関係会社（経済活動基準を満たすものも含む。）

② 租税負担割合30%未満の特定外国関係会社（ペーパー・カンパニー等）

※ 合算課税額の有無は問わない。

なお、上記の外国関係会社については別表のほか、次の書類の添付義務がある。

- ① 損益計算書、貸借対照表
- ② 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書
- ③ ①に係る勘定科目内訳明細書
- ④ 本店所在地国の法令により課される税に関する申告書の写し
- ⑤ 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類、法人所得税の額に関する計算の基礎となる書類（元年度改正により追加）
- ⑥ 株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類
- ⑦ 出資関連外国法人<sup>(※1)</sup>の株主等の氏名・住所等及びその有する株式等の数又は金額を記載した書類

(※1) 納税義務者と外国関係会社の間に資本関係で介在する外国法人

- ⑧ その他参考となるべき事項を記載した書類

## □ 経済活動基準における別表添付要件の改正（29年度改正）

29年度改正により、“制度の適用を除外する基準”である「適用除外基準」から“合算対象とする外国関係会社を特定する基準”である「経済活動基準」に変更されたことを踏まえ、基準を満たす旨の別表添付要件について、次のとおり取扱いが変更された。

	①確定申告書への書面添付の適否（※1）	②基準を満たすことを明らかにする書類
改正前 (旧措法66の6③⑦⑨)	要 (宥恕規定有・平成27年度改正)	保存がない場合は合算 (宥恕規定の適用がある場合は、提出のみで可)
改正後 (措法66の6④)	添付なしでも可	税務当局が求めた場合に、提示又は提出がない場合に基準を満たさないものと推定 (⇒合算)（※2）

※1 適用除外基準を満たす旨を記載した別表のことを指す。

具体的には、改正前別表十七（三）「特定外国子会社等に係る課税対象金額又は個別課税対象金額の計算に関する明細書」の各基準7～14欄を判定記載した上で、16欄「～の適用の有無」を「有」と記載したもの（統括会社については、15欄を「該当」と記載）。

※2

特定外国関係会社から除かれる会社（措法66の6ニイ①～⑤の部分）の該当性を判断するための書類又は資料の提示がない場合は、当該外国関係会社は、同号イ①～⑤までに該当しないと推定され、対象外国関係会社に係る経済活動基準の要件（措法66の6②三イ～ハ）の該当性を判断するための書類又は資料の提示がない場合は、当該外国関係会社は、同号イ～ハまでの要件に該当しないと推定される。

## ハ 部分合算課税における別表添付要件の改正 (29年度改正)

上記口の改正と同様に、部分合算課税における少額免除基準の別表添付要件についても改正が行われた。

	①確定申告書への書面添付の適否 (※1)	②基準を満たすことを明らかにする書類
改正前 (旧措法66の6⑩)	要 (宥恕規定有)	保存がない場合は合算 (宥恕規定の適用がある場合は、提出のみで可)
改正後 (措法66の6⑩)	規定なし	規定なし

※1 部分合算課税における少額免除基準を満たす旨を記載した別表のことを指す。

具体的には、改正前の別表十七(三の二)「特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書」の14~17欄を記載した上で、18欄「～の適用の有無」を「有」と記載したもの。

## 二 基準所得金額の計算における添付資料 (措令39の15⑧⑨)

基準所得金額の計算上、次の(i)又は(ii)の算定方法の区分に応じ、各金額の計算明細の添付がある場合に限り、その額を損金の額に算入することができる。

## (i) 本邦法令

次の法令に基づき、損金の額に算入する金額

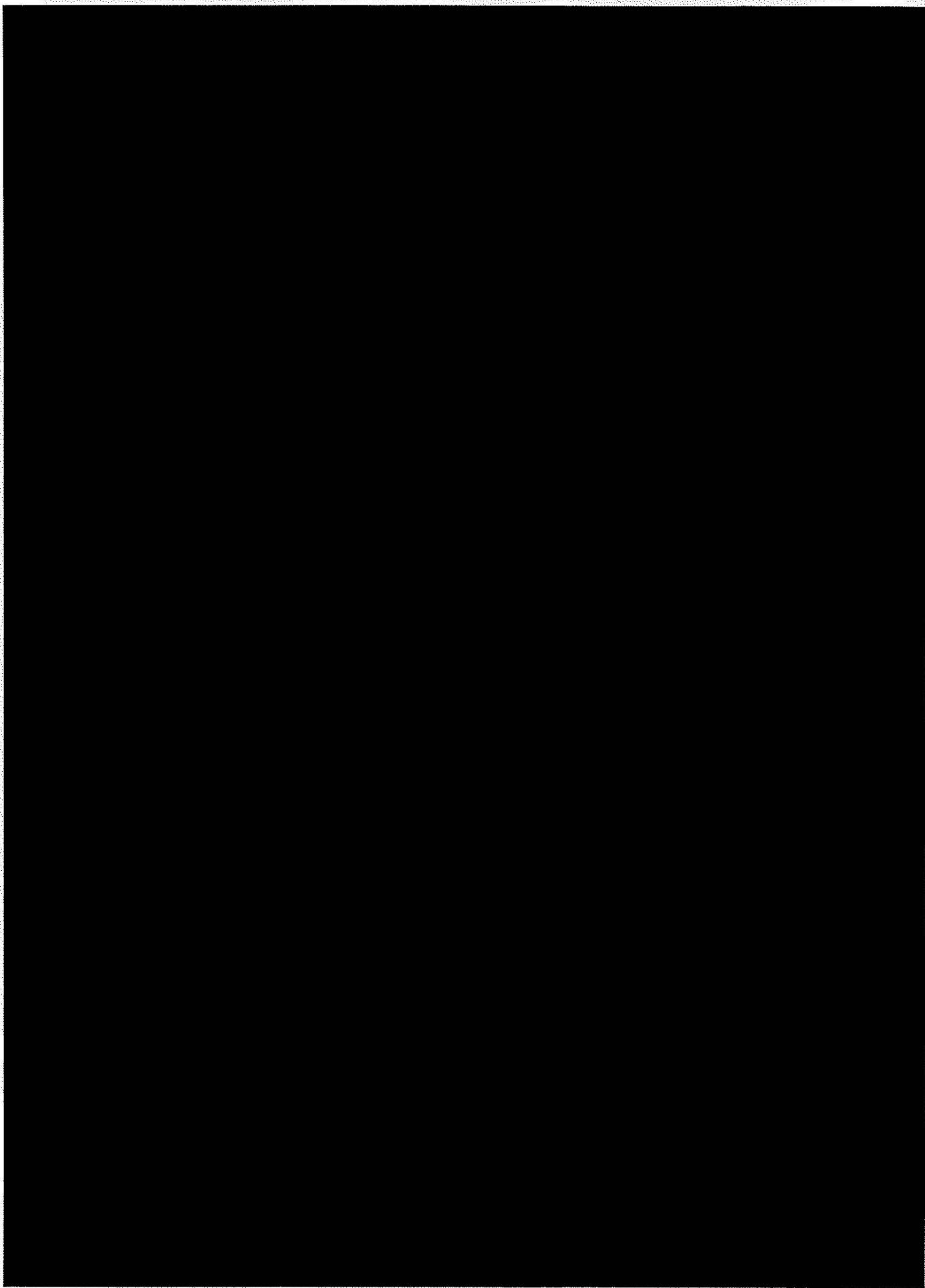
- ・ 法人税法33条(資産の評価損)、42条から52条(圧縮記帳・貸倒引当金)
- ・ 措置法43条、45条の2、52条の2、57条の5・6・8、65条の7~9、67条の12②、67条の13②(大まかに特別償却、異常危険準備金、組合事業損失の課税特例)

## (ii) 本邦法令・外国法令共通

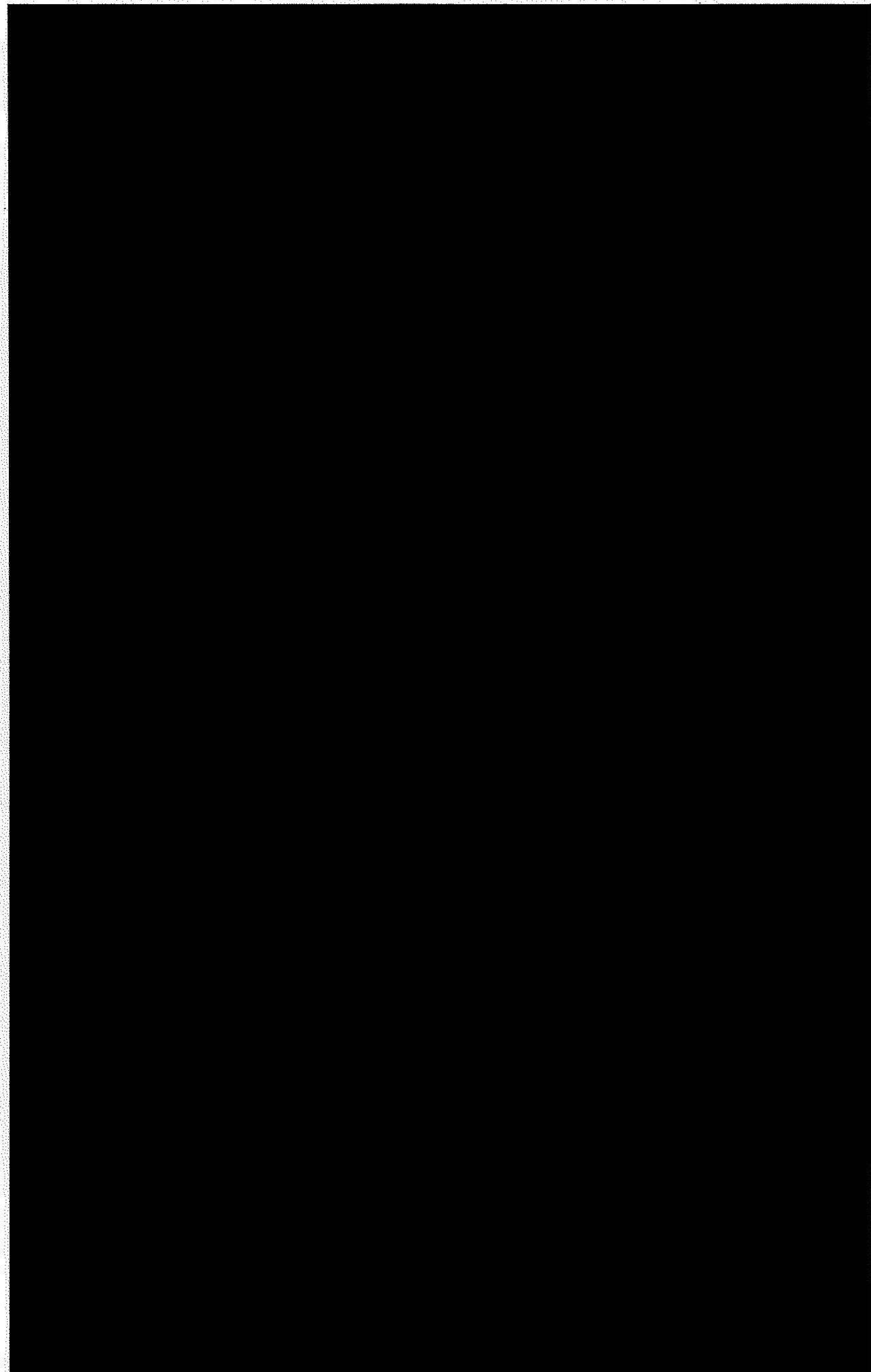
子会社から受け取る配当等(25%以上・6ヶ月超継続保有)の控除の規定により、控除されることとなる金額(措令39の15①四)

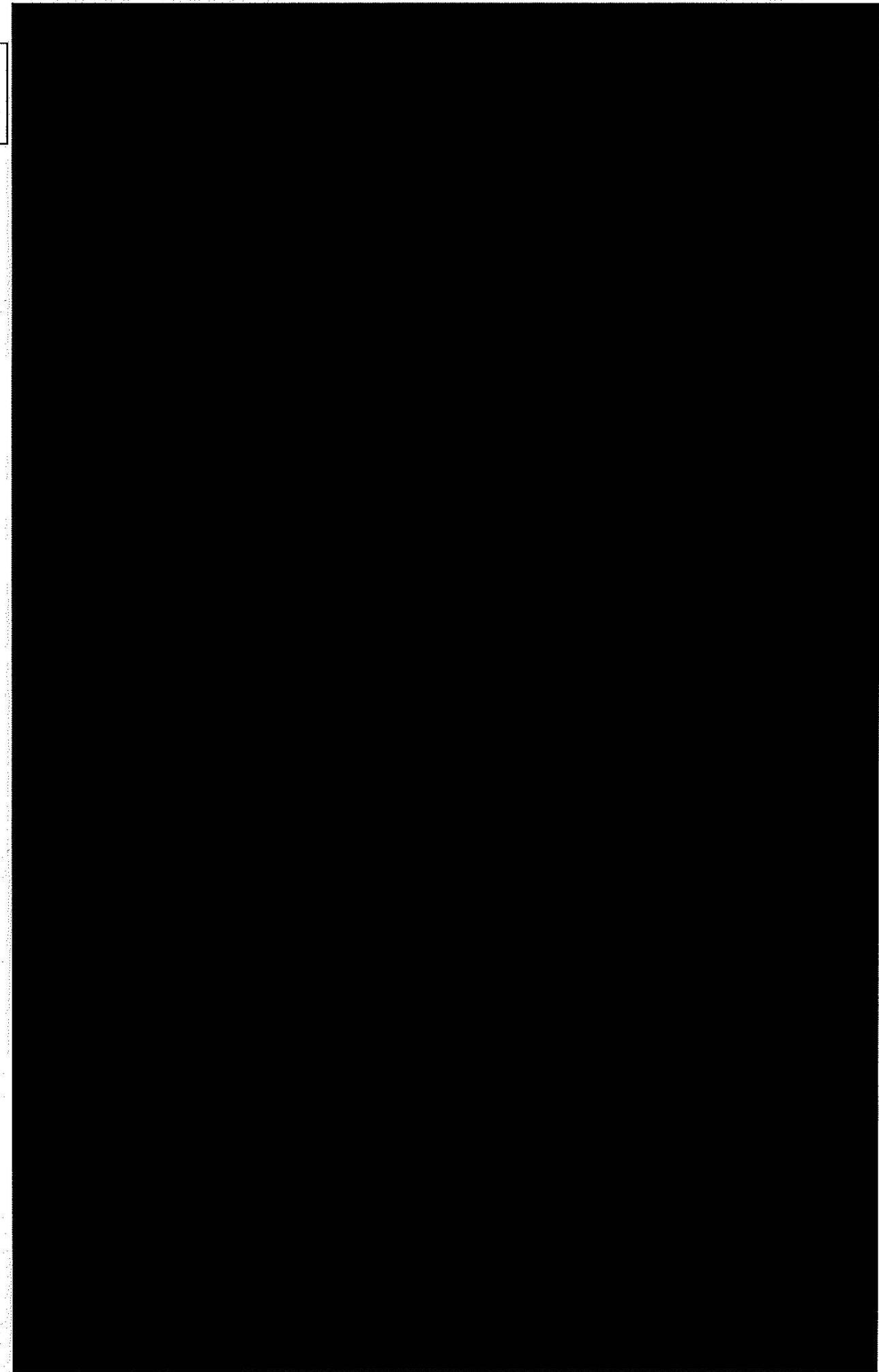
## 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の適用対象金額等の計算に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	法人名	( )
外 国 関 係 会 社 の 名 称	1		事 業 年 度	2
適用対象金額及び課税対象金額等の計算				
所得計算上の適用法令	3	本邦法令・外国法令		16
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額	4	2,000,000HKD		17
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額	5		18
	6			19
	7			20
	8		小 計	21
	9		基 準 所 得 金 額 (4) + (11) - (21)	22
	10		繰越欠損金の当期控除額 (30)の計)	23
措置法令39の15第9項 子会社からの配当金を控除することは、 確定申告書に計算の明細書の添付がある場合 に限り認める			当期中に納付することとなる 法 人 所 得 税 の 額	24
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	12	当期中に還付を受けることとなる 法 人 所 得 税 の 額	25
	子会社から受ける配当等の額	13 3,000,000HKD	適 用 対 象 金 額 (22) - (23) - (24) + (25)	26
	特定部分対象外国関係会社株式 等の特定譲渡に係る譲渡利益額	14	請求権等勘案合算割合	27 %
	控除対象配当等の額	15	課税対象金額又は個別課税対象金額 (26) × (27)	28 ( 円 )
欠 損 金 額 の 内 訳				
事 業 年 度	控 除 未 濟 欠 損 金 額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額 (29) - (30)	
	29	30	31	
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
計				
当 期 分				
合 計				

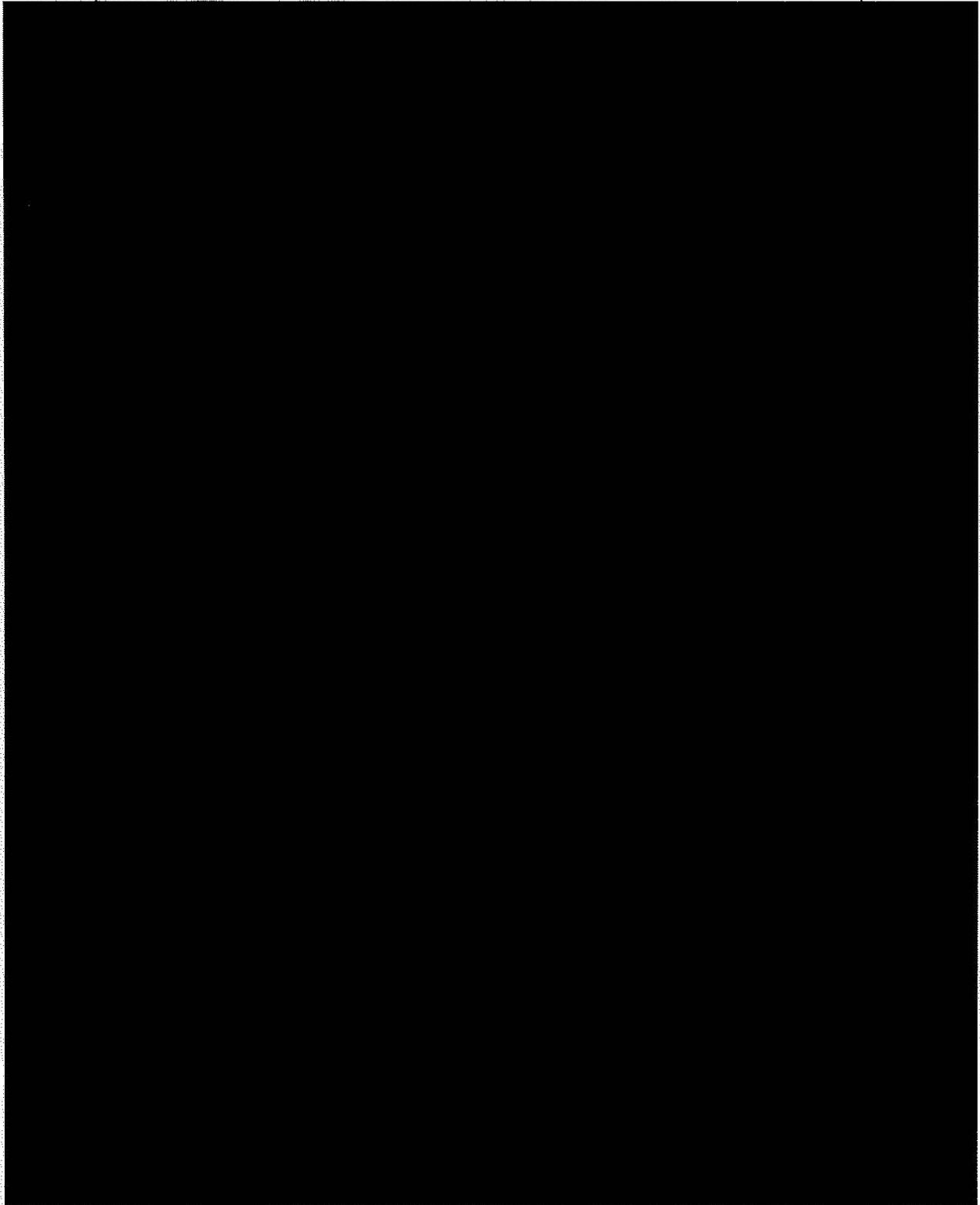




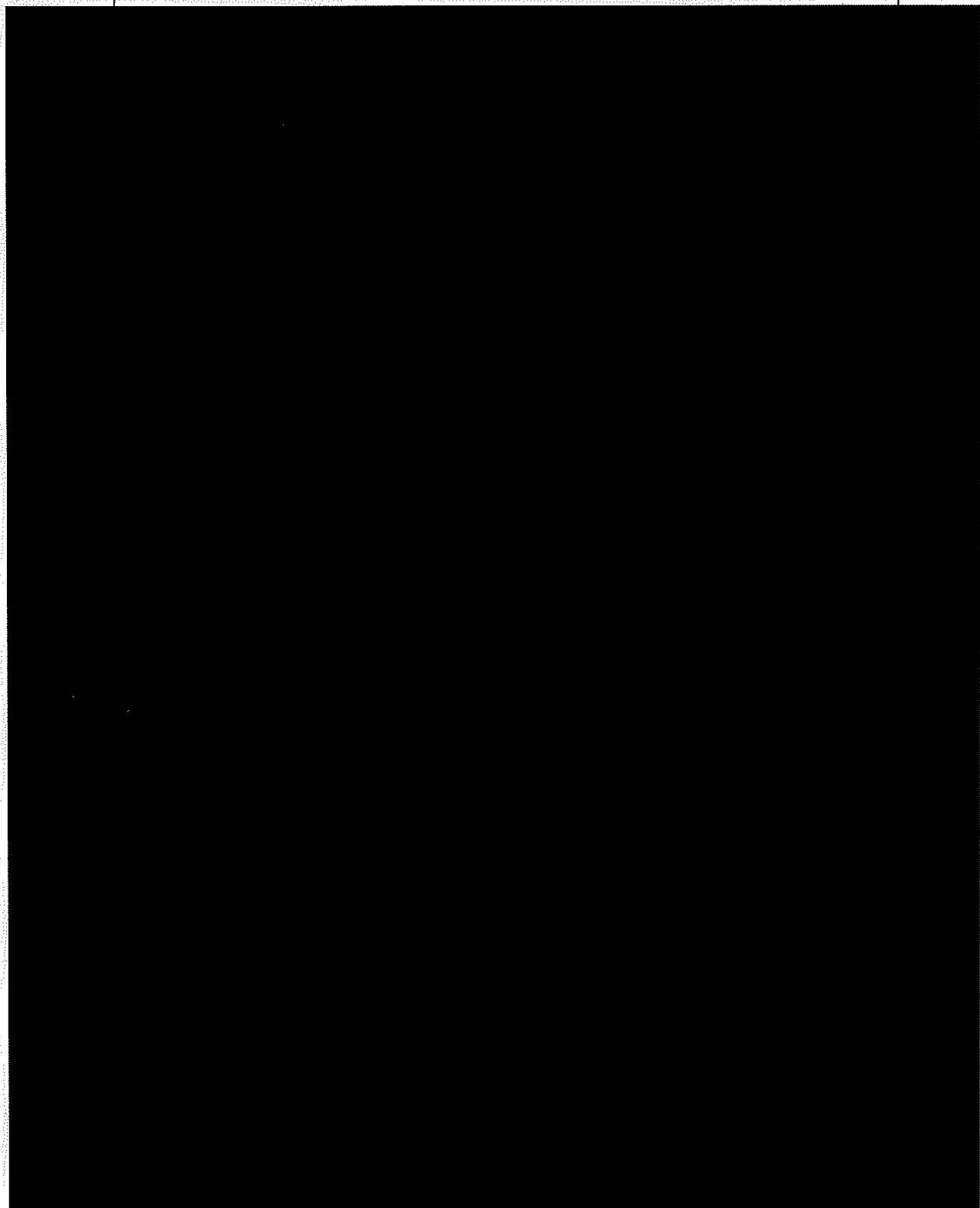


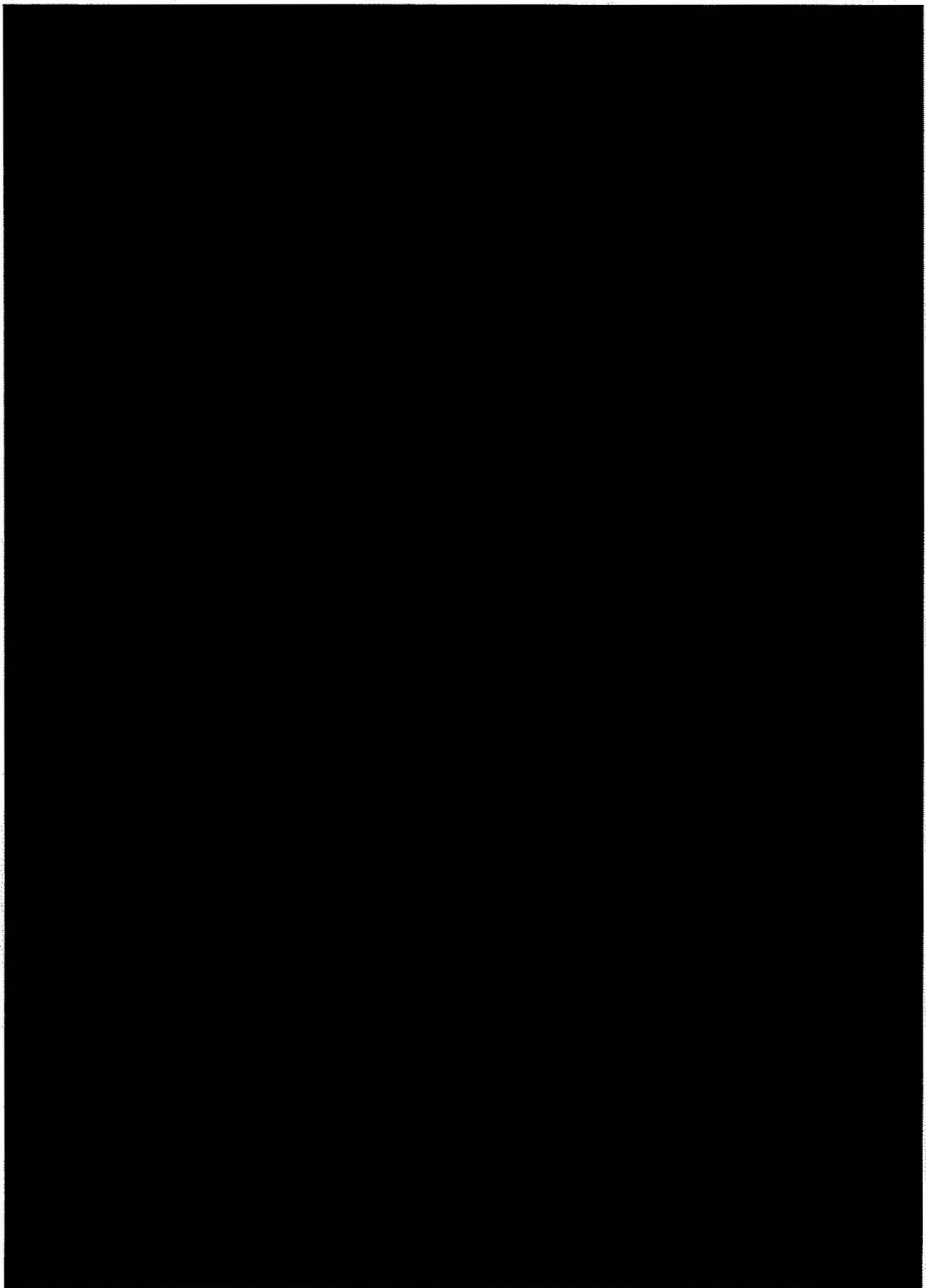


5 取引図



5 取引図





これで本研修は以上となります。  
お疲れさまでした。

「確認テスト」の実施と「アンケート」の入力をお願いします。

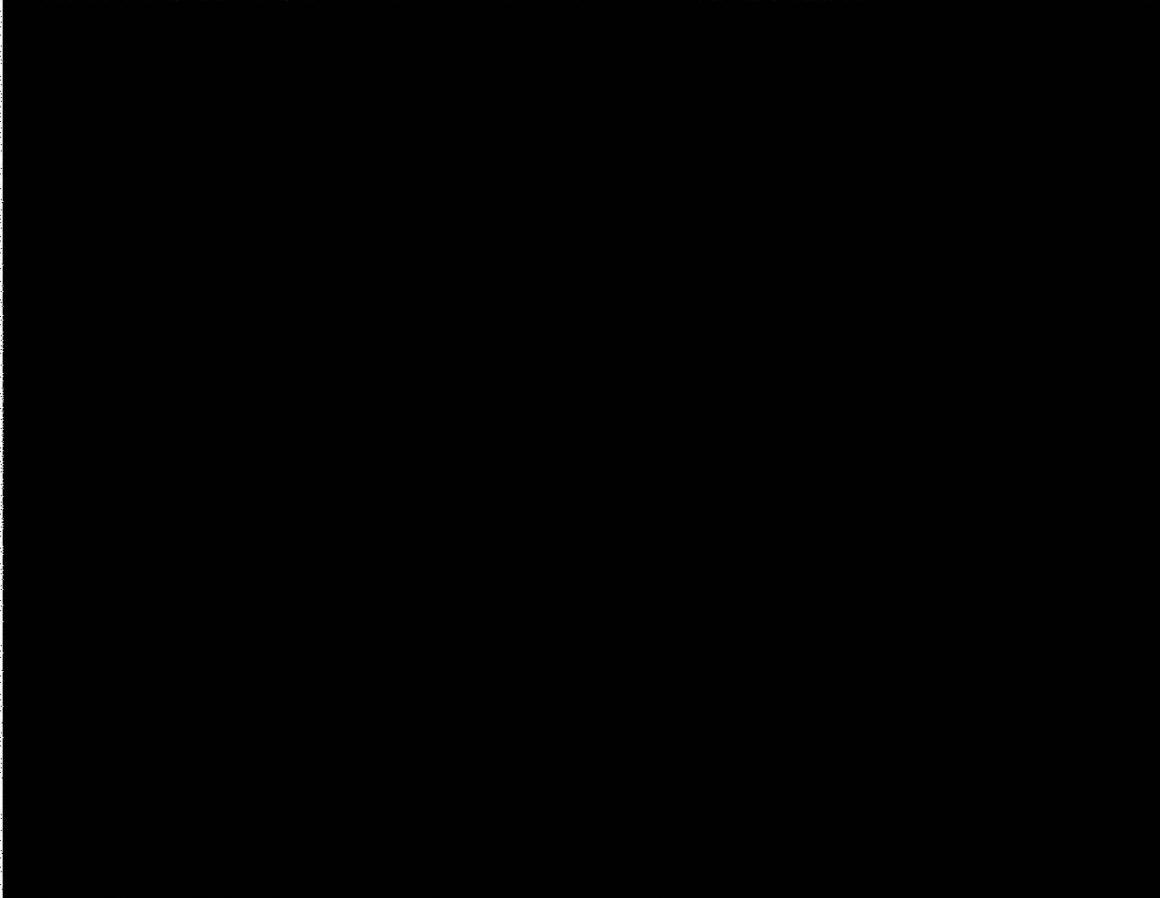
質問がある場合は、国際調査管理課 調査サポート担当まで  
連絡してください。

## ○ CFC課税研修要点メモ

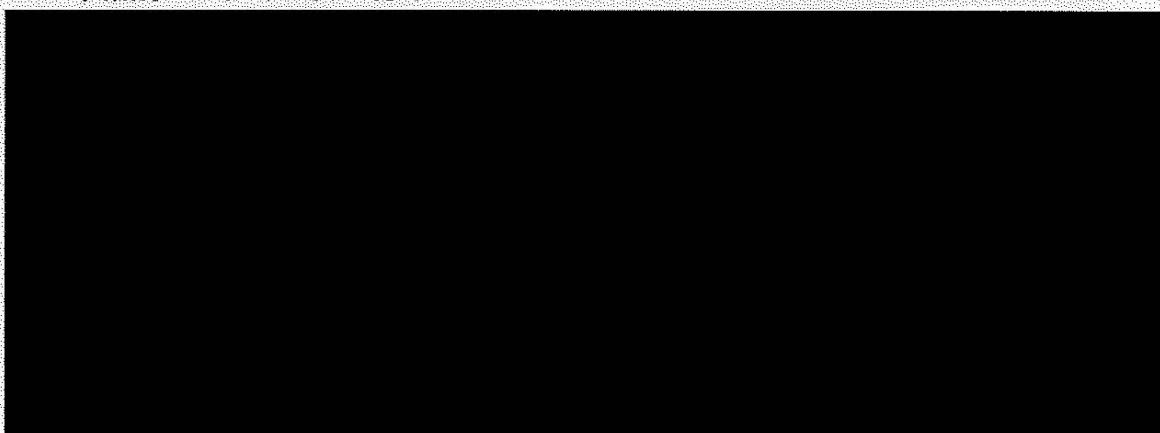
### 1 導入

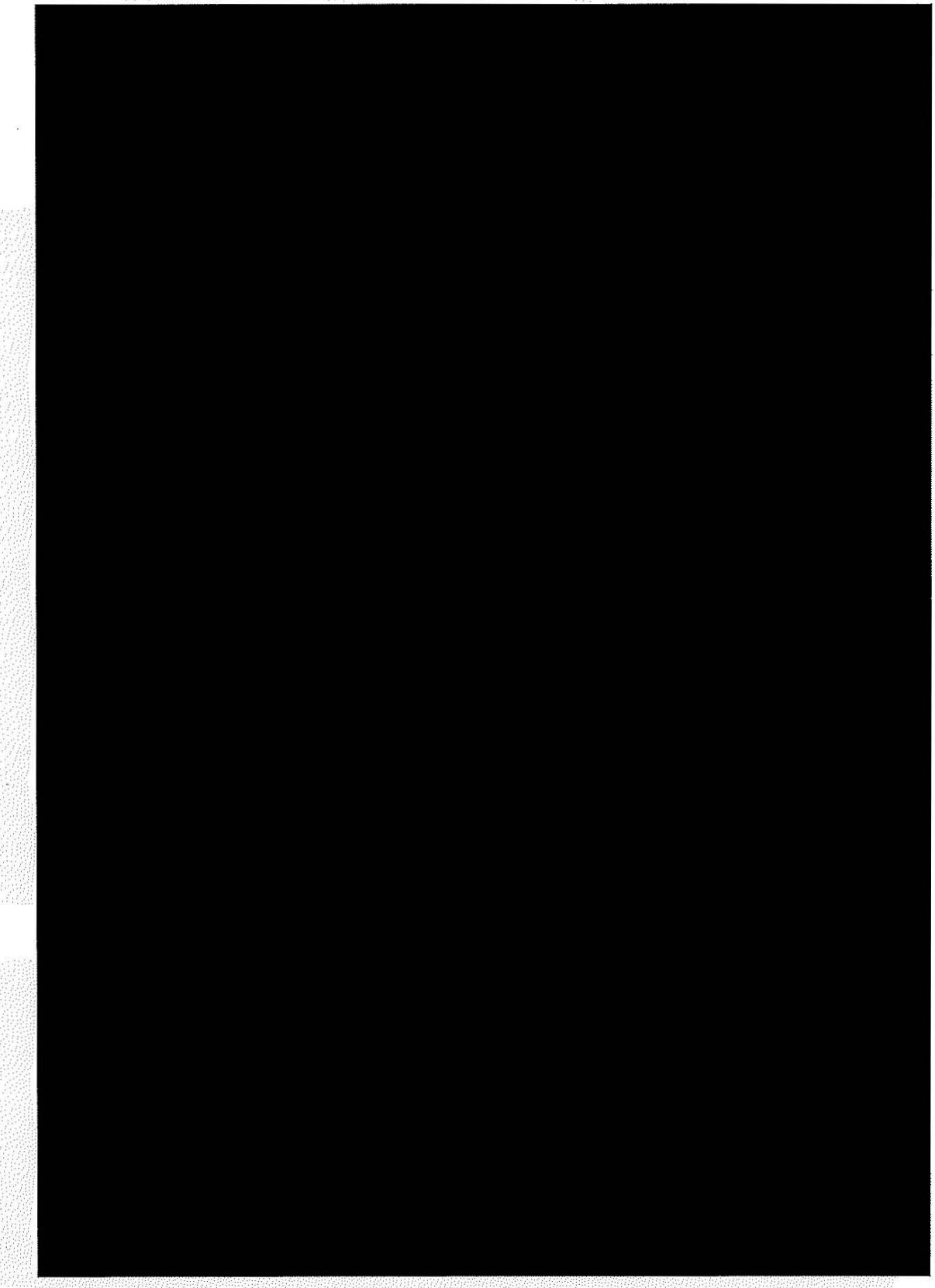
事例等から、課税のヒントを得る

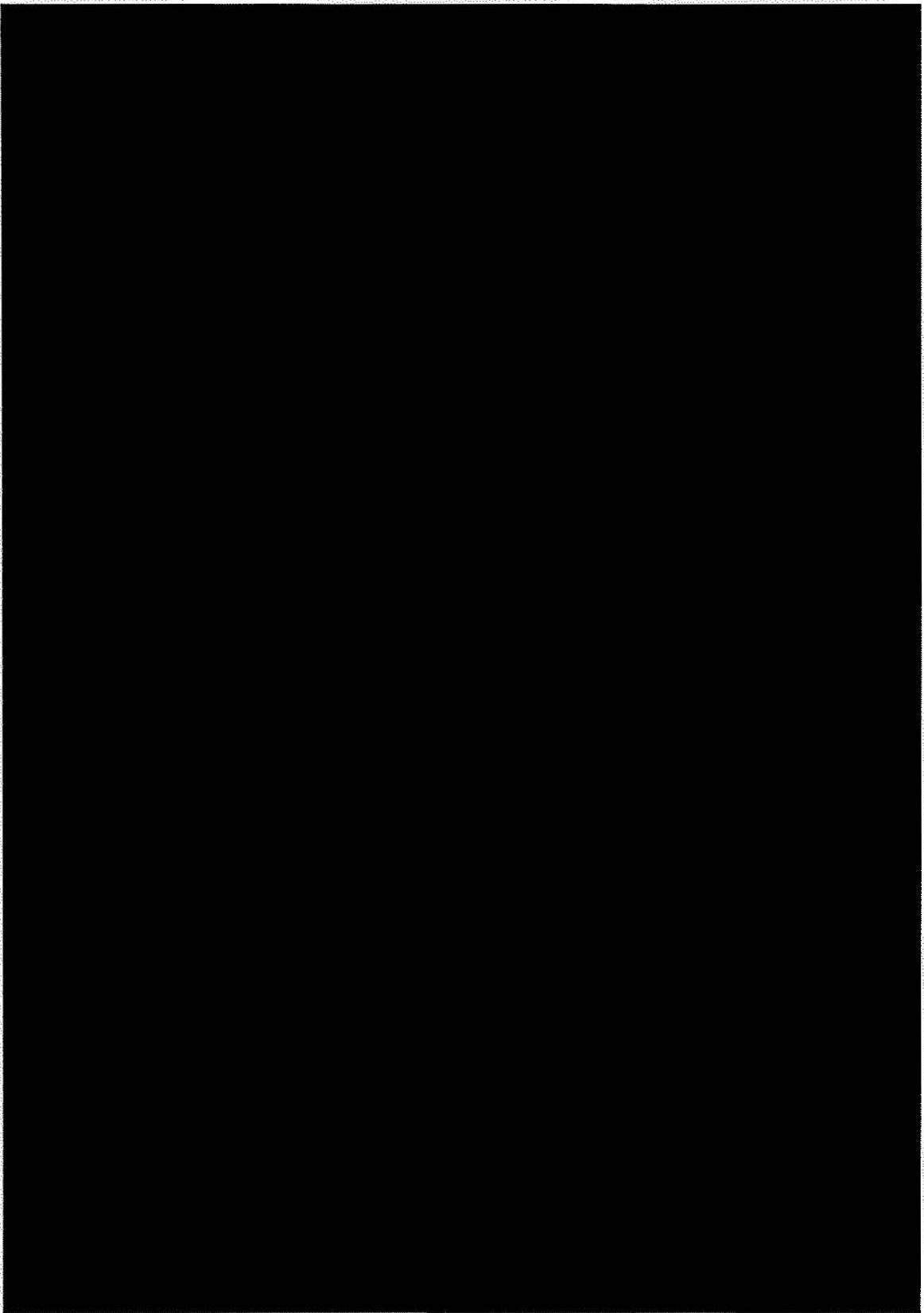
### 2 CFC課税を検討するとは？【資料1－4】

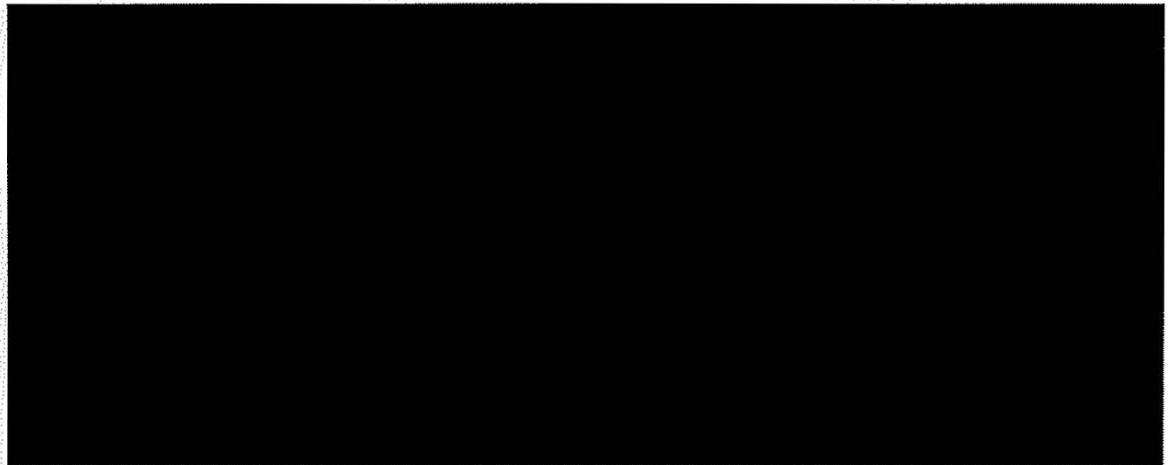


### 3 準備調査における目次付どころ









#### 4 臨場時における目の付けどころ



## 5 事例紹介

